

## 1. 令和2年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和2年2月20日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 令和2年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程5 議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程6 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程7 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第5号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程17 議案第14号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第18号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について

- 日程22 議案第19号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第20号 郡上市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第21号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程26 議案第23号 令和元年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程27 議案第24号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程28 議案第25号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程29 議案第26号 令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程30 議案第27号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程31 議案第28号 令和元年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について
- 日程32 議案第29号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程33 議案第30号 令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程34 議案第31号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程35 議案第32号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程36 議案第33号 令和元年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程37 議案第34号 令和元年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第35号 令和元年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第36号 令和元年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程40 議案第37号 令和2年度郡上市一般会計予算について
- 日程41 議案第38号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程42 議案第39号 令和2年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程43 議案第40号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程44 議案第41号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程45 議案第42号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程46 議案第43号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程47 議案第44号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程48 議案第45号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程49 議案第46号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計予算について

- 日程51 議案第48号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程52 議案第49号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程53 議案第50号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程54 議案第51号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第56号 令和2年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程60 議案第57号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程61 議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程62 議案第59号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程63 議案第60号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程64 議案第61号 財産の無償譲渡について（大和町万場地内）
- 日程65 議案第62号 財産の無償譲渡について（那留地区コミュニティ消防センター）
- 日程66 議案第63号 権利の放棄について
- 日程67 議案第64号 市道路線の廃止について
- 日程68 議案第65号 市道路線の認定について
- 日程69 議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
- 日程70 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程71 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程72 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程73 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島 一 貴	2番	森 藤 文 男
3番	原 喜与美	4番	野 田 勝 彦
5番	山 川 直 保	6番	田 中 康 久
7番	森 喜 人	8番	田 代 はつ江

9番	兼山 悌孝	10番	山田 忠平
11番	古川 文雄	12番	清水 正照
13番	上田 謙市	14番	武藤 忠樹
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	乾 松幸	市長公室付部長	置田 優一
健康福祉部長	和田 美江子	農林水産部長	五味川 康浩
商工観光部長	遠藤 正史	建設部長	尾藤 康春
環境水道部長	馬場 好美	郡上偕楽園長	松井 良春
教育次長	佃 良之	会計管理者	臼田 義孝
消防長	桑原 正明	郡上市民病院 事務局長	古田 年久
国保白鳥病院 事務局長	川尻 成丈	代表監査委員	大坪 博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪 一久	議会事務局 議会総務課 主任	岩田 亨一
議会事務局 議会総務課 課長補佐	竹下 光		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところを出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから令和2年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、7番 森喜人君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄君、16番 渡辺友三君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（兼山悌孝君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月17日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月20日から3月13日までの23日間としたいと思います。これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月20日から3月13日までの23日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

なお、大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ出席いただき、まことにありがとうございます。

---

### ◎令和2年度施政方針について

○議長（兼山悌孝君） 日程3、令和2年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。本日、令和2年第1回郡上市議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員各位には御参集いただき、まことにありがとうございます。

今定例会の開会に当たりまして、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、市政運営の基本方針について申し上げます。

平成から令和へと時代が変わり、いよいよ7月からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。本市では、これまで7人制女子ラグビー競技のホストタウン登録や合宿誘致等を行っており、これらの取り組みによりオリンピック聖火リレー県内ルートの1つに選定されました。4月4日には、当市役所を出発して長良川鉄道郡上八幡駅に至る約2.7キロメートルのコースで聖火リレーが行われます。

また、パラリンピックの聖火は徹夜おどりの火として、8月14日に白鳥おどりの提灯から採火をいたします。市民の皆様とともに郡上の思いを聖火に込めて東京へ届け、大会の成功を見守りたいと思います。

また、オリンピック・パラリンピックの熱気を引き継ぎ、10月末には、岐阜県では初めて全国健康福祉祭、いわゆるねんりんピックであります。これが開催されます。

本市では、日本民踊とラグビーフットボールが行われ、全国から多くの皆様をお迎えいたします。大会が無事かつ有意義に開催できるよう、また、来訪される皆様に喜んでいただけますよう、市を挙げて取り組んでまいります。

さて、郡上市は今年3月から合併・市制施行17年目に入ることとなり、いよいよ次のステージに移行してまいります。これまでの実績の上に新たな展望を持って、みんなが安心して暮らし続けられる、活力ある「ふるさと郡上」を構築するため、引き続き「観光立市郡上」を政策推進の旗印として掲げ、地方創生を積極的に進めてまいります。

特に、令和2年度は、令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートいたします。第2期の総合戦略では、第1期で進めた施策の成果を引き継ぎながら、より戦略的な取り組みとなるようバージョンアップを図っており、市域における経済循環を高め、データに基づく観光戦略を先導する日本版DMOの候補法人に登録された一般社団法人郡上市観光連盟を核として、多様な関係者との合意形成を図りながら観光地域づくりを本格的に実行いたします。

また、スポーツコミッションの運用開始によるスポーツツーリズムのさらなる推進や産業支援センターを中心とする若者の市内就業や事業承継、新規雇用創出などを重点項目として取り組みます。

さらに、令和2年度からは新たに未来の郡上を担う人材の育成に着目した施策を展開し、全ての世代の皆さんが生き生きと活躍する地域社会に向け、人に焦点を当てた戦略を進めてまいります。

このほか、第2次郡上市総合計画や総合戦略に基づいて、子ども子育て・教育、地域支え合いなどの重点プロジェクトにも引き続き注力してまいります。

なお、これらの具体的な取り組みについては、後ほど分野別の施策の中で申し述べます。

それでは、次に、令和2年度の予算編成についてであります。

こうした考え方や背景をもとに令和2年度の当初予算案を編成した結果、一般会計の性質別歳出のうち、投資的経費である普通建設事業費では、電線類地中化等を行った都市再生整備計画事業、高鷲吼高原スポーツ広場第1グラウンドの人工芝生化を行った観光施設整備事業、郡上八幡まちなみ交流館、短歌の里交流館よぶこどりの建設を行った文化施設整備事業が完了した、あるいは完了することにより、前年度対比15.7%、8億3,585万円減の44億9,905万円となりましたが、緊急に実施しなければならない道路、河川等のインフラ整備、防災対策及び環境対策としての太陽光発電設備等の設置、電波の発射に関する国際基準に対応するための防災行政無線設備整備等の事業費を計上いたしました。

また、義務的経費の人件費は、会計年度任用職員制度の導入により14.4%、5億9,712万円増の47億5,211万円、扶助費は3.0%、9,254万円減の30億3,684万円、公債費は6.0%、2億4,494万円減の38億2,788万円となりました。

その他の経費の中で物件費は、従来の日日雇用職員賃金が人件費の区分に移ったことから12.7%、5億6,632万円減の39億24万円、補助費等については、下水道事業会計の公営企業化により繰出金が補助金に振り替わった影響から54.8%、13億3,930万円増の37億8,194万円、他会計への繰出金は31.9%、10億6,842万円減の22億8,174万円を計上いたしました。

一方、歳入のうち市税では、個人市民税所得割の税収減や、たばこ税の健康志向の高まりによる消費本数の減少による税収減は見込まれるものの、固定資産税における償却資産の新規設備投資による増額等を勘案し、市税全体では前年度と比べ1.1%、5,138万円の増額となる49億3,962万円を計上いたしました。

地方交付税については、国において地方交付税総額が前年度対比で2.5%、4,000億円増額され16.6兆円とされており、義務教育施設整備事業債、臨時地方道整備事業債償還費の算入減、あるいは辺地債、過疎債合併特例債の償還費の減少による交付税措置額の減はあるものの、普通交付税は前年度対比2.0%、2億1,000万円増の107億円を計上いたしました。

また、特別交付税については、近年の最終決定額の推移を勘案して、前年度と同額の7億8,000万円を当初計上し、地方交付税全体としては1.9%、2億1,000万円増の114億8,000万円となりました。

借金であります市債におきましては、通常債で18億8,780万円を計上いたしました。令和元年度予算と比較しますと5,700万円上回りますが、災害に備えるための緊急防災・減災対策を早急に行

う必要があり、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債等、元利償還金に対して最大70%から50%の交付税算入が措置される有利な地方債を活用することにした影響によるものであります。

国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、国の総枠の減少に伴い9.7%、6,400万円減の5億9,600万円を計上し、市債全体では0.7%、1,660万円減の24億8,780万円を計上いたしました。

以上の結果、令和2年度当初予算の一般会計の予算規模としては、歳入歳出それぞれ272億400万円で、前年度当初予算と比較して3.0%、8億3,800万円の減となっております。

なお、ケーブルテレビ伝送路等更新の財源に充てるためにケーブルテレビ事業整備基金から3億5,900万円、また、郡上カンパニープロジェクト、観光立市郡上、日本一のおどりのまち郡上、2020スポーツツーリズムの推進、郡上八幡町屋敷越前屋の活用等の財源に充てるために地域振興基金から1億2,000万円を繰り入れることといたし、財政調整基金からは一般財源の不足を補うために4億7,000万円を繰り入れることにより予算を編成したことを申し添えます。

なお、財政調整基金については、令和2年度において繰り入れることとした額に相当する以上の額を、令和元年度の最終補正において今年度の繰入金を減じて基金戻しをすることにより、新年度の基金繰入金財源を確保することといたしております。

このような方針に基づき編成した令和2年度当初予算の規模は、一般会計については、ただいま申し上げたとおりでございますが、272億400万円、3.0%、8億3,800万円の減、特別会計は118億592万円、14.7%、20億2,994万円の減、企業会計は112億7,721万円、55.7%、40億3,634万円の増、合計502億8,713万円、2.4%、11億6,840万円の増となりました。令和2年度からは下水道事業が公営企業となる影響から、特別会計が大幅に減となり企業会計が大幅に増となりました。

続きまして、第2次郡上市総合計画前期基本計画の柱立てに沿って、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を申し上げます。

最初に、1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。

まず、農業を取り巻く環境は、農家人口の減少・高齢化の進展、鳥獣や異常気象による農作物・農業施設被害に加え、TPPや日米貿易協定など社会経済のグローバル化が進み、厳しい状況にあります。観光立市郡上の根底を担う基盤産業として、中山間地域の特性を活かした多様な取り組みを進め、持続可能な農業・農村を目指します。

担い手対策については、生産基盤整備事業と連動した集落単位での人・農地プランの実質化、つまり集落構成員の意向調査や耕作状況の地図作成及びプランの工程表作成等を含んだ有効な人・農地プランの作成を進めまして、集落営農組織の設立や農地集積を図るとともに、新規農業者、農業後継者、女性の農業参画を支援し、地域農業を担う人材及び組織の育成に努めます。

また、農産物の販路拡大を図るため、農家・農産物の掘り起こしと飲食店等の需要調査を実施し、両者の効率的なマッチングによる域内消費のネットワーク化に取り組みます。

鳥獣被害防止対策については、有害鳥獣捕獲を積極的に進めるとともに、恒久柵の設置や狩猟免許の取得等への助成を行い、住民主体の捕獲・防除活動を推進いたします。

清流長良川あゆパークについては、来場者が30万人を突破し順調な滑り出しとなっておりますが、体験学習のブラッシュアップと通年展開を進め、世界農業遺産の情報発信と利用者のさらなる拡大に努めます。

森林・林業については、昨年創設された森林環境譲与税を効果的に活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備の推進や境界の明確化、人材育成、木育、災害防止を目的とした生活保全林整備など多様な取り組みを加速させ、森林の公益的機能向上と地域住民の安全・安心の確保に努めます。

さらに、昨年度末に設立された郡上森林マネジメント協議会と連携し、森林整備や木材の生産・流通・消費構造の効率化を目指すとともに、高性能機械導入への支援による素材生産量の拡大を図ります。

また、農業・林業の振興を図るため、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を進めるとともに、林道網の計画的な整備、点検結果を踏まえた林道橋及びトンネルの修繕工事の実施、治山対策事業による山地荒廃防止対策など、安定した森林づくりのための事業を推進いたします。

畜産振興については、後継者確保や自給飼料の生産力向上を目的とした畜産公社事業等を推進し、持続可能な経営に必要な生産基盤の強化を図ります。酪農では、性判別技術を取り入れた搾乳牛の確保を進めるとともに、和牛においては、飛騨牛の生産に不可欠な繁殖牛の更新などへの支援と肥育農家への飼養管理技術指導に取り組みます。

また、全国的に発生しております豚熱、いわゆるCSF、これはこれまでは豚コレラと申しておったものでございますが、これらなどの家畜伝染病の侵入を防ぐため、家畜衛生管理技術の普及・指導や機械導入を進め、防疫体制を強化いたします。

続いて、商工振興について申し上げます。

昨年12月の本市の有効求人倍率は1.96であり、労働力不足が顕著となっていることから、企業実習受け入れ奨励金を新設し、人材確保に取り組みます。

具体的には、令和2年度より県立郡上北高等学校で開始されるデュアルシステム、いわゆる企業と学校が協力して、学校で学びながら企業での実習を通じて人材育成を図る仕組みであります。このデュアルシステムにおいて高校生を受け入れる企業を支援し、市・高等学校・企業の連携により、市内企業への就職者の増加を図るものであります。

このほか、U I Jターンの就職奨励金、あるいは就職促進家賃助成事業、資格取得支援事業などの制度を継続するとともに、高校生や大学生等に対して市内企業への就職の働きかけを進めます。

同時に、雇用の場の確保にも引き続き努めてまいります。

新年度には大島工業団地の造成工事が完成することから、進出企業へ造成敷地を売却し、速やかに工場建設が行われ、新たな雇用が創出されるよう、市としても協力と支援を行ってまいります。

観光振興については、国は本年の訪日外国人旅行者の目標を4,000万人と定めておりますが、中国などアジア地域を中心に経済環境の悪化が顕著で、その伸び率は鈍化しており、本市においても同様の傾向にあります。また、最近の新型コロナウイルスの影響も憂慮されるところであります。

しかしながら、東京オリンピック開催後を見通すと、地方を中心に訪日外国人旅行者の伸び代は引き続き大きいと言われていたことから、今後も持続可能な観光振興に向けた施策に取り組んでまいります。

このため、去る1月14日に観光庁より日本版DMO候補法人に登録された一般社団法人郡上市観光連盟が中心となり、地域の稼ぐ力を引き出すための観光地経営を多様な関係者と協働し進めてまいります。特に令和2年度は同連盟の機能強化を図り、データに基づく明確なコンセプトを持った戦略を策定し観光地域づくりを進めることで、市内への経済効果をさらに高めてまいりたいと存じます。

3年目となる日本一のおどりのまち郡上推進事業では、新たな誘客の取り組みとして、東海3県の大学に働きかけて若い年代層の参加促進を図り、郡上おどり団体コンクールに大学生部門を新設いたします。

また、昨年に引き続き、徹夜おどり期間には八幡と白鳥の踊り会場を連絡するシャトルバスを運行し、愛好家の皆様に両方の踊りを気軽に楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

観光施設整備では、東海環状自動車道西回りや中部縦貫自動車道、これは北陸道の福井北ジャンクションから東海北陸道の白鳥ジャンクションの間を結ぶものでありますが、これの開通を見越し、東海北陸自動車道瓢ヶ岳パーキングエリア施設を運営する株式会社ネーブルみなみが行う施設改修に対し支援をしてまいります。

地域の方が一般道からでも気軽に利用できるよう改修を行うもので、停電時等においてパーキングエリア施設を活用できるなど防災面でも有効なものと考えます。また、中京圏・関西圏からの玄関口として高速道路利用者をしっかりと受けとめ、情報発信するための改修もあわせて行われるものであります。

以上、「産業・雇用」の施策に21億5,415万円、うち一般会計21億4,835万円、特別会計580万円を計上いたしましたところであります。

次に、2つ目の柱である「環境・防災・社会基盤」についてであります。

まず、水道事業については、安心・安全な飲料水の供給のため、施設の適正な維持管理を行うとともに、国庫補助金を活用して老朽管路の更新・耐震化事業に着手し、効率的・安定的な供給が可

能となる運営体制の整備を進めます。

下水道事業については、施設の適切な運用により公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に努めるとともに、ストックマネジメント事業により施設の機能確保及びライフサイクルコストの低減・平準化を図ります。

また、下水道処理施設の統廃合に伴う事業のスリム化により、効率的な運営体制の確立と経営の健全化を目指します。なお、下水道事業資本費平準化債は、3億9,600万円を発行し、世代間の負担の公平化を図ります。

廃棄物処理事業については、郡上クリーンセンターほか2施設における施設運営の効率化及びコスト削減に努め、適正で安全な廃棄物処理を実施します。

次に、環境保全については、近年、地球規模で問題となっているプラスチックごみ問題や食品ロス削減問題を始めとする環境負荷削減への取り組みとして、行政・事業者・市民それぞれが果たすべき責務を明確にし、それを実行に移す気運を醸成するため、幅広い分野において周知・啓発活動を展開するとともに、本市における地球環境の保全活動として地域に根づく活動を目指して、有効な施策の実施に努めてまいります。

また、郡上市清流長良川等保全条例の理念の具現化のため、特定外来植物の除去活動を継続し、自然環境及び生物多様性の維持・保全に努めるとともに、清流フォト・ポスターコンテストの開催により、環境保全への理解と意識の高揚を図り、郡上の重要な資源である美しい水と緑の維持・保全に努めます。

次に、消防防災については、市民の皆様の安心・安全を確保するため、地域防災力の要となる消防団の充実強化を目指し、自治会や事業所等の協力を得て消防団員の確保に努めるとともに、消防施設整備計画に基づく消防団車両及び資機材等の更新や耐震性貯水槽の整備を行ってまいります。

また、消防団の災害対応力の向上を図るため、国の消防団設備整備費補助金を活用して、各分団にチェーンソー及び安全装備品を配備し、災害時に効果的な救助活動が実施できる体制を整備するとともに、運用にかかわる団員に対して安全衛生教育を実施し、迅速な現場活動の実践及び2次災害の防止を図ってまいります。

常備消防については、職員の資質向上による組織の強化を図るため、消防大学校で専門的な知識・技術を習得させるほか、指導者救急救命士の養成に努めます。また、山間地での救助活動に対応するため、県の補助金を活用して捜索救助活動用資器材を整備し、迅速・安全に活動できる体制を整えます。

このほか、一人でも多くの市民が救急講習を受講することで、救急現場に居合わせた際に速やかに応急手当が実施できるよう、救急講習会用の資器材を整備し、救命率の向上を図ります。

また、消防車両の更新については、機動性に優れた消防ポンプ自動車を導入するとともに、少人

数でも効率よく消火活動ができる資機材を整備し、多様化する災害対応への機能強化を図ります。

防災行政無線は、無線設備規則により令和4年11月末までにスプリアス、これは不要な電波ということだそうでございますが、このスプリアス規制に対応するための整備が必要であること、また、合併時に旧町村のシステムを統合し、あわせてデジタル化への整備を行ってから耐用年数の10年以上を経過し、更新期が到来していることから、令和2年度から4年度までの3カ年で計画的な設備整備を行うこととし、令和2年度は、基地局、中継設備の部分改修と更新を行います。

防災行政無線は、災害が多発する昨今、市民への避難情報等の重要な情報伝達手段であるため、今後も計画的な更新・整備を行い、適切な運用に努めます。

その他の防災面では、気象情報や避難情報等の内容の周知、危険箇所や避難経路の日ごろからの確認と早期避難の啓発など、市民の皆様の危機意識や防災意識の向上、加えて自主防災会機能の充実を図り、自助・共助の強化に取り組んでまいります。

市民生活の安全対策としては、令和2年度から自治会等が設置する防犯カメラに対する補助金を交付することにより、地域防犯力の強化を支援いたします。また、地区防犯灯の設置支援、消費生活相談体制の充実などに引き続き取り組んでまいります。

交通安全対策では、高齢運転者によるペダル踏み間違いによる自動車事故が社会問題となっていることに鑑み、国が安全運転サポートカー購入と、後づけのペダル踏み込み間違い時加速抑制装置設置に係る補助制度を創設したことから、市においては国と同様、令和2年度に限り、国の後づけ装置補助金への上乗せとして、65歳以上の方が所有・使用する車両への装置設置に対して補助金を交付し、交通事故のない地域づくりを目指します。

社会基盤整備については、現在施工中の国道156号大和改良及び昨年11月に貫通した主要地方道金山明宝線めいほうトンネルの事業促進に加え、昨年3月に新規事業化された国道156号郡上大橋かけかえの早期着工、さらには濃飛横断自動車道八幡、和良間の早期事業化など懸案事業推進のため、引き続き関係機関に対して強く働きかけを行ってまいります。

また、市事業では、社会資本整備総合交付金事業等による道路・橋梁の整備と災害危険箇所の解消を推進するための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施に努めてまいります。

特に橋梁長寿命化のための補修等を継続実施するとともに、道路新設改良を始め、道路ストック総点検結果を踏まえた改良補修については、優先度を考慮しながら計画的に整備を行っていきます。また、沿道林修景整備事業による道路環境整備とライフラインの確保についても引き続き取り組んでまいります。

次に、本市の良好な景観を保全し、快適な住環境を形成するため、景観計画、景観条例に基づいた規制、誘導とあわせて景観百景の認定及び事業支援等により、景観形成に対する市民の意識の高揚と個性的で魅力あるまちづくりに取り組みます。

また、街なみ環境整備事業として、八幡市街地には伝統的建造物群保存地区以外にも多くの歴史的価値の高い建造物があり、これらによって郡上八幡の町並みが形成されていることから、建造物の調査を行い、保存に向けた計画を策定いたします。

住宅等の防災対策については、木造住宅を初めとした建築物の耐震化を促進いたします。また、市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化工事及び耐震化工事を実施し、安心・安全な住環境を提供いたします。

次に、公共交通については、交通空白地の解消や利便性の向上に努め、郡上市地域公共交通網形成計画に掲げる安心して住み続けられる交通ネットワークの構築を目指します。

特に令和2年度は、美並地域協議会から御提案をいただいた巡回バスの見直しについて、早期の運行開始を目指して地域の皆様と協議を進めてまいります。また、長良川鉄道については、安全な運行を確保するため、老朽化した施設の修繕や更新に対し沿線市町と連携して支援を行ってまいります。

庁舎関係では、災害発生時における市の対策本部機能の向上と、温室効果ガス排出の抑制といった今日的な課題に対応するよう、本庁舎に太陽光発電設備や蓄電池設備など再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備を設置し、あわせて3階全フロアー、4階大会議室、防災センター研修室の照明のLED化など高効率照明機器の導入を図ります。

ケーブルテレビ事業については、通信基盤の強靱化及び都市部との通信格差是正を図るため、平成30年度から3カ年事業で光化整備を行っていますが、令和2年度はその最終年度となります。引き続き、拠点間を結ぶ幹線の冗長化並びにセンター設備から各家庭までを光ケーブルで繋ぐFTTH方式、いわゆるファイバー・ツー・ザ・ハウス方式による伝送路及びセンター設備の整備を行います。また、更新時期を迎えた自主放送のスタジオカメラシステム、映像及び音声装置を更新し、自主放送の安定運用を図ってまいります。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に44億9,429万円、内訳は、一般会計41億4,246万円、特別会計70万円、企業会計3億5,113万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱である「健康・福祉」についてであります。

結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実させるため、結婚支援については、マリアーヂュ郡上での相談業務を始め、少人数でワークショップを通じて交流を深めるマリカフェや自然豊かな本市の特性を生かした森コン、婚活に向かう心構えや身だしなみなどを学ぶ魅力アップセミナーや個別相談などを開催し、結婚しやすい環境づくりや男女の出会いの場づくりに努めてまいります。

子ども・子育て支援については、日本一住みたいまち、子育てしやすいまちの実現を目指し、令和2年度からの5年間で計画期間とする第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育

て支援のさらなる充実に努めてまいります。

特に、保護者が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、放課後や長期休暇中に遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブについては、新年度は新たに相生小学校に開設することとし、市内全12カ所で事業を展開してまいります。

良好な保育環境を確保することを目的に順次整備を進めております保育室への空調機器の整備については、新年度においては、たかす保育園にエアコンを設置いたします。

また、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うために子育て世代包括支援センターを開設し、子育て支援体制をより強化してまいります。

社会福祉については、社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員等の関係者、団体と連携し、災害時避難行動要支援者に対する支援を行い、特に自力で避難ができない要支援者に対しては個別計画を策定し、確実な支援につなげてまいります。

障害福祉については、障がいのある方の地域生活を支援するため、障害福祉計画に基づいて整備した地域生活支援拠点の充実を図るとともに、相談支援事業所等と連携した支援ネットワークを構築し、身近なところで相談ができる体制づくりに取り組みます。

また、支援が必要な児童にきめ細かく対応できるよう、子ども発達支援センターにおける支援体制の強化を図るとともに、安心して通所できる支援事業を推進いたします。

高齢福祉については、令和2年度が介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定年度に当たることから、将来を見据え有効な施策を盛り込んだ計画づくりを進めます。また、認知症の方や家族が安心して地域で生活できるように、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を開始をいたします。

さらに、本年開催を予定する、先ほど申し上げましたが、第33回全国健康福祉祭、ねんりんピック岐阜2020郡上市大会に向けて、全国から参加される方に、また郡上市を訪ねてみたいと思っただけのよう、おもてなしの心で大会の成功を目指します。

健康づくりについては、健康寿命の延伸を目指し、市民の自発的な健康行動を盛り上げるため健康づくりプロジェクト事業を引き続き進めます。

令和元年度のまちづくりフェスティバルの提案から、高校生と協働して健康ウォーキングコースの設定等を行い、健康づくり活動が取り組みやすい環境を整備いたします。

特定健診・特定保健指導においては、健診未受診者対策に取り組むとともに、高血圧及び糖尿病による腎症の重症化予防対策事業を進め、医療費削減を目指します。

自殺予防については、各世代に対し、きめ細かな相談体制をとるよう、関係機関等との相互連携を強化いたします。

また、望まない受動喫煙防止の対策を市内関係機関との協力・連携のもとに推進していきます。

次に、公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、医療従事者の積極的な確保対策

の推進、計画的な医療機器の整備・更新を行うとともに、民間医療機関との連携強化により、地域医療体制の確保・充実に努めます。

また、人口減少による医療需要の変化に伴い、市民が安心して暮らせるよう、急性期医療やへき地医療への対応等に配慮するとともに、岐阜県地域医療構想を踏まえ、関係機関や市内の公立・民間医療機関と協議しながら、適正な役割分担や病床機能及び規模の見直し等、医療体制について検討を行います。

なお、国保白鳥病院と診療所群からなる県北西部地域医療センターでは、地域医療連携推進法人の認定を目指し、昨年11月に高山市、白川村、郡上市を社員とする一般社団法人県北西部地域医療ネットを設立をいたしました。法人認定後は制度を活用し、医師を始めとする医療スタッフの確保・人材育成を図り、在宅支援、へき地医療体制を整えてまいります。

国民健康保険は、被保険者の高齢化、減少に加え、医療の高度化により1人当たりの医療費が増加していくという財政上の構造的な問題を抱えておりますが、特定健診等による予防活動と健康づくりを一層進めることにより医療費の抑制に努め、公費の確保や基金の取り崩し等により、国保税負担増加の抑制に努めてまいります。

以上、「健康・福祉」の施策に122億7,245万円、内訳は、一般会計33億4,528万円、特別会計88億2,927万円、企業会計9,790万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱である「教育・文化・人づくり」について申し上げます。

本市の教育は、第3期郡上市教育振興基本計画、令和元年度から6年度を計画期間とするものでありますが、これに掲げる目指す姿、すなわち「たくましく共に生きる郡上人の育成・生きがいと希望にみちた社会の実現」に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深めながら、各種施策を推進してまいります。

重要課題である小中学校の規模適正化・適正配置については、郡上市学校体制検討委員会からいただいた答申内容をもとに、本年度郡上市学校規模適正化計画案を策定いたしました。現在、保護者や学校関係者、地域の皆様等に対して順次説明を行っているところですが、引き続き、保護者や地域の皆様の御理解をいただくための機会を設けながら合意形成を図り、計画的に進めてまいりたいと考えております。

就学支援については、無利子の奨学資金の貸し付けや教育ローンの利子補給を引き続き実施するとともに、奨学資金返還の一部免除制度の利用を促進し、卒業後における若者の市内へのUターンにつなげてまいります。

学校教育では、「生命と人権の尊重」を基盤として、「ふるさと郡上を誇りに思い、未来を切り拓く、たくましく共に生きる郡上人の育成」を目指すべく、確かな学力と豊かな心を育む教育を推進いたします。

特に学力向上事業では、新学習指導要領の全面実施を踏まえ、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力はもとより、学びに向かう力や人間性等の涵養を目指した教育を推進いたします。

夢づくり教育事業では、郡上学でのふるさと体験学習とあわせてキャリア教育の推進を図るとともに、本物に触れる学習を充実させます。

心の教育推進事業では、改訂した命の教育カリキュラムを活用し道徳教育の推進を図るとともに、不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応を目指した事業を推進します。

社会教育については、地域の生涯学習の拠点である公民館を中心に各種行事や講座等を開催し、市民の生涯学習活動を支援します。また、郡上学の一環として、郡上人に学ぶ講座や郡上かるたの普及を推進し、地域資源を活かした魅力発見につなげてまいります。

次に、文化財関係では、市内には貴重な文化財や特色ある歴史文化が多く存在することから、市民の皆様これらに対する理解と保存のための認識を深めていただき、ふるさと郡上を愛する心が育まれること、また、文化財等の魅力の市外への発信を目指し、新しく開館する郡上八幡まちなみ交流館を初めとした文化施設のPRと活用促進を図ります。

大和町の県指定史跡篠脇城跡、これは昭和48年指定されたものでございますが、これと並びに国名勝に指定されている隣接の東氏館跡庭園、これは昭和62年に指定されたものでございますが、これら両者については一体としての国史跡名勝指定を目指して、有識者による検討会議や地形測量等を開始をいたしました。令和2年度は山頂の試掘調査など、さらに総合的に調査を進めてまいります。

また、無形民俗文化財調査として、国選択無形民俗文化財・県指定無形民俗文化財である白鳥の拝殿踊りの価値づけを図るため、民俗芸能等の学識経験者を招聘して調査を開始いたします。

スポーツ振興については、スポーツに参画できる環境の整備を基本方針とし、その具現に向けた施策を展開します。心身ともに健康であるために、それぞれのライフステージに応じて市民が自発的に健康や体力の保持・増進が図れるよう「1市民1スポーツ」を推進いたします。

あわせて、少年スポーツ活動に対する支援を行うとともに、スポーツを支える指導者の育成に向け、郡上市スポーツアドバイザーを活用した指導者研修等を実施し、人材確保と指導能力の向上を図ります。

また、スポーツの交流会、大会、合宿の誘致及び豊かな自然やスポーツ施設を生かして、郡上市を訪れる交流人口の拡大を図るため、引き続きスポーツツーリズムを強力に推進していきます。

なお、大会や合宿誘致などを前進させるため、運営や情報発信などを総合的に行うとともに、スポーツツーリズムによる地域振興の一翼を担う組織として、この3月には郡上市スポーツ委員会が設立される予定となっております。市としましては当組織と連携して、スポーツを通じた地域のブランド化を図ってまいりたいと考えております。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に6億5,010万円、内訳は、一般会計6億2,028万円、特別会計2,982万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱である「自治・まちづくり」についてであります。

地域が抱えるさまざまな課題の解決に向け、郡上市市民協働センターを中心に、地域づくり団体などと連携・協働しながら、魅力ある地域づくり推進事業や団体提案型協働事業の推進等、協働によるまちづくりを引き続き推し進めてまいります。

また、地域づくりに関して市民の方が気軽に相談できるための窓口として、市民協働センターのサブセンター機能の強化を進めてまいります。

このほか、地域づくりに関わる人たちのネットワークづくりを目的とした市民参加型による地域づくり交流会や、中高生からまちづくりに対する提案を募るGood郡上プロジェクトなどを通じて、地域づくりを自分事として捉え行動をする人材や担い手づくりに取り組んでまいります。

本格実施から3年目を迎える郡上カンパニープロジェクト推進事業については、都市部から移住して事業づくりを進めるベンチャーパートナー第3期生が新たなプロジェクトをスタートいたします。これで第1期、第2期合わせて16のプロジェクトが出そろうこととなります。今後は、それぞれのプロジェクト実現に向けたサポートを行っていくこととなります。特に、今年度、最終年度となります第1期生の5つのプロジェクトについては、産業支援センターや郡上市商工会等と連携しながら、起業に向けて積極的な支援を行ってまいります。

昨年11月に竣工いたしました郡上八幡町屋敷越前屋については、まちづくりの拠点施設として利活用を図るべく、利用客の増加が見込まれるゴールデンウィークや郡上踊りシーズンを始め、年間を通して交流や郡上のものづくり文化の発信などを積極的に展開をいたします。

令和2年度よりスタートする第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口ビジョンの展望を踏まえつつ、地域づくりの原点に立ち返り、これからの郡上市をつくる人に焦点を当て、より戦略的な施策を展開します。

施策の内容は、人口減少が進展する状況の中、地域社会を支えるさまざまな分野で郡上の未来を担う人材づくりを進めていくため、自ら社会的な課題にアプローチし、実際に行動する市民をつくり出していく取り組みになります。

単に大人を対象とするのではなく、中高生が自分の意志と力でチャレンジする機会を拡充するとともに、都市部の企業や個人を受け入れ、地域人材や地域固有の資源を最大限に活用する人材育成研修のプログラム開発にも着手します。あわせて、これらの事業をマネジメントする推進体制づくりも進めてまいります。

次に、交流移住推進事業では、一般社団法人郡上・ふるさと定住機構の移住相談体制を強化するため、既に郡上市に移住された先輩移住者の方や移住に関係の深い企業・団体等による郡上市移住

サポートネットワークを立ち上げ、移住希望者への提供情報の拡充や移住された方々のアフターフォローを強化することより、さらなる移住者の増加につなげてまいります。

男女共同参画の推進については、現在策定を進めております第3次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画サポーターの協力をいただきながら、男女共同参画社会、女性活躍社会の実現に向けて、ともいきフェアやセミナーの開催など各種事業を進めてまいります。

人権啓発については、本市の人権教育及び人権啓発の基本となる郡上市人権施策推進指針の策定に引き続き取り組むとともに、LGBTに対する正しい理解と知識を深めることを重点として啓発に努めます。

次に、国際交流の推進については、増加傾向にある在留外国人の暮らしやすさの向上を目指し、多言語による市政情報や生活便利ガイドの充実を図るとともに、市内の国際交流団体が行う日本語教室や英会話教室等の活動を支援します。

また、語学支援に向けては、新たに日本語ボランティア養成講座の実施及び語学ボランティア、英会話等が可能な方々を指しておりますが、こうした方々の登録制度をつくり登録を制度化し、人材の育成・発掘に努めてまいります。この地域とともに暮らす住民として、コミュニケーション向上に取り組むことにより、多文化共生にも努めてまいります。

以上、「自治・まちづくり」の施策に2億598万円、一般会計同額を計上いたしました。

次に、6つ目の柱であります「地域振興」についてであります。

個性ある地域づくりに向けて、それぞれの地域の伝統文化や自然などの地域資源を活用した振興施策を地域協議会、各種地域づくり団体等と連携して進めます。

また、新年度は、振興事務所長の提案をもとにこれを事業化し、地域の活性化につなげていく取り組みとして、白鳥地域において、高速道路ネットワークの整備に伴い想定される災害時の支援先と時間的距離等の輸送条件の変化等について研究し、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ周辺における防災物流拠点等としての適地可能性について調査を行ってまいりたいと考えております。

柱として、最後であります、7つ目の柱であります「行財政運営」についてであります。

年々進行する高齢化等を要因とした社会保障関連経費の増大や税収の伸び悩みなどにより、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれるため、第3次行政改革大綱に基づく取り組みを着実に実施し、身の丈に合った行財政体制づくりを進めます。

中でも多くの公共施設を保有する本市にとっては、多機能化・集約化などによる施設の総量の縮減は、避けて通ることのできない大きな課題であります。一昨年度より公共施設適正配置計画の策定に取り組んでおりますが、ようやく原案を取りまとめ、現在パブリックコメントを行っているところであります。

また、2月23日には、市民の皆様への説明会も予定をしております。これまでに公共施設適正配

置計画検討会議やワークショップ等で計画策定に携わっていただいた市民の皆様に感謝を申し上げます。

今後は、この計画に基づき取り組みを進めていくこととなりますが、新年度においては公共施設アドバイザーを引き続き委嘱をし、助言・指導を得ながら、本計画を着実かつ強い意志を持って推進してまいります。

また、本計画において今後も継続するとした施設については、良好な状態でより長く使用が可能となるよう、施設の保全に目を向けていかなければなりません。施設所管部署における保全計画作成を目指し、基礎的な知識等を高めるための研修会も予定しているところであります。

第2次郡上市総合計画については、前期基本計画の計画期間の満了に伴い、今年度から後期基本計画の策定に着手しているところでありますが、新年度においては郡上みらい会議等で出された意見を施策に結びつけ、庁内調整を踏まえて総合計画審議会に諮っていくこととしております。市民の皆様の参画をお願いしたいと思います。

次に、財政面であります。歳入の根幹を成す市税については、適正かつ公平な課税を心がけるとともに、滞納税額の削減に一層努力をいたします。また、歳出面では、経常的経費の抑制など可能な限りの経費削減にさらに取り組んでまいります。

正職員の職員給与費については、扶養手当、児童手当及び共済費等が減となりましたが、令和元年人事院勧告による給料や勤勉手当のプラス改定及び再任用職員の増などにより、一般会計では867万円の増となりました。

また、下水道事業の公営企業会計移行に伴い、下水道事業特別会計を廃止とするため、特別会計全体では6,572万円の減となり、公営企業の上下水道事業会計では5,780万円の増となりました。

なお、病院事業会計においては、医療職職員の確保等に伴う給料及び諸手当の増が見込まれることから5,423万円の増となり、全会計では5,498万円の増となりました。

職員の給与については、民間給与や国家公務員給与との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ適切に措置するとともに、定員適正化計画（第3次改訂）に基づき、定年退職者の再任用、定年延長等の動向に留意しつつ、引き続き定員の適正な管理を進めてまいります。

一般会計における公債費では、中期財政試算に基づくこれまでの地方債の借入額抑制や繰上償還により元利償還金は38億2,788万円で、令和元年度当初予算からは2億4,493万円の減となっております。

また、平成30年度決算による実質公債費比率は平成29年度決算と同じ12.7%であり、財政健全化への取り組み効果があらわれているものと考えております。

令和2年度末の市債残高見込みは320億366万円となり、令和元年度末見込みに対して11億7,326万円の減額となる見込みであります。

これらの「行財政運営」の分野の施策に1億3,812万円、内訳、一般会計同額でございますが計上いたしました。

以上、大変長くなりましたが、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針並びに諸施策の概要を申し上げます。

引き続き財政運営の健全化に努めながら、市が直面する多くの課題の克服と市民サービスの一層の向上、そして地方創生の推進に向けたこれらの施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様並びに市民の皆様の市政全般に対する御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後に、議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案をいたしました議案は合計66件で、その内容は、人事案件が3件、条例関係が19件、令和元年度補正予算関係が14件、令和2年度当初予算関係が22件、その他が8件であります。

まず初めに、議案第1号は、郡上市教育委員会委員の任命同意についてであります。委員1人の任期が令和2年5月13日をもって満了するため、委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第2号は、郡上市公平委員会委員の選任同意についてであります。委員1人の任期が令和2年4月29日をもって満了するため、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。法務大臣から委嘱される人権擁護委員3人の任期が令和2年6月30日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

これからは条例関係になりますが、議案第4号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正であります。大和町神路地区の交通空白地の解消を目的に、神路線の運行ルートを変更することに伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第5号は、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等一般職の非常勤職員に係る育児休業等に関し、所要の規定を整備するものであります。

議案第6号は、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。前議案同様、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、第2号フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額に関する規定の追加等、所要の規定を整備するものであります。

議案第7号は、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部改正であります。八幡町洲河地区における移動通信用鉄塔基地局の整備に伴い、名称及び位置を追加するよう、所要の規定を整備するも

のであります。

議案第8号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。白鳥町の那留地区コミュニティ消防センターを地元自治会に無償譲渡するため、公の施設としての位置づけを廃止しようとするものであります。

議案第9号は、郡上市印鑑条例の一部改正であります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第10号は、郡上市手数料条例の一部改正であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査の手数を追加する等、所要の規定を整備するものであります。

議案第11号は、郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正するものであります。岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱の改正に伴いまして、畜産担い手育成総合整備事業に要する経費の分担金の割合を改めるよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第12号は、郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。白鳥及び明宝地内に設置する新たな発電施設の名称、位置等に係る所要の規定を整備するものであります。

議案第13号は、郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定であります。工場立地法に係る緑地及び環境施設の面積割合を緩和するよう、それぞれの面積の敷地面積に対する割合について定めるものであります。

議案第14号は、郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正であります。道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、市道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準等、所要の規定を整備するものであります。

議案第15号は、郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部改正であります。林道事業の円滑な推進を図ることを目的に、林道事業分担金の徴収方法に係る規定の追加及び林道災害復旧事業分担金率を改めるため、所要の規定を整備するものであります。

議案第16号は、下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。下水道事業の公営企業会計移行に伴い、郡上市内部組織設置条例など18の条例について、所要の規定を整備するものであります。

議案第17号は、郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格取得の要件緩和など、所要の規定を整備するものであります。

議案第18号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありま

す。国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、郡上市の特別職の名称、この健康保険に係る特別職ではありますが、この名称を改めることについて、所要の規定を整備するものであります。

議案第19号は、郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。国保白鳥病院の病床機能の転換等により病床数を改めることについて、所要の規定を整備するものであります。

議案第20号は、郡上市国民健康保険診療所条例の一部改正であります。国保和良診療所の病床機能の廃止に伴い、病床を廃止することについて、所要の規定を整備するものであります。

議案第21号は、郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部改正であります。高等学校等への入学予定者について、奨学資金の一時金貸し付けの対象とする特例期間を延長するよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第22号は、郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定であります。施設の名称、位置、運営及び指定管理等に係る所要の規定を定めるものであります。

議案第23号から議案第36号までは、令和元年度郡上市一般会計を始め、全部で14会計における予算の補正をお願いするものであります。一般会計の補正については、スポーツツーリズムの推進に係る体育施設整備に伴う工事費が主なものであります。その他の詳細な内容については、追って各部長等から説明を申し上げます。

議案第37号から議案第58号までは、令和2年度郡上市一般会計を始めとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計22会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で考え方を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第59号は、辺地総合整備計画の策定についてであります。市内6辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。郡上市中部、北部及び南部の3つの辺地における新規事業の追加及び事業費の変更等につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号及び議案第62号は、財産の無償譲渡についてであります。土地等の有効活用並びに自治組織の活性化を図るため、地区集会所の用に供する建物、またはその他の土地を地元自治組織に無償で譲渡することにつき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号は、権利の放棄についてであります。水道料金に関し、債務者の死亡、所在不明及び破産により回収が不可能となった債権を放棄することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号及び議案第65号は、市道路線の廃止及び認定についてであります。白鳥町の北大藪線に関し、道路改良に伴う路線延長のため、対象路線を一旦廃止し再認定することについて、議会

の議決を求めるものであります。

議案第66号は、郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてであります。郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局に関し、その取り扱い実績等を考慮し、石徹白郵便局の指定を取り消すことにつき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分報告が1件あります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、2つのことにつきまして補足を申し上げます。

1つは、昨日2月19日、国の文化庁文化審議会無形文化遺産部会におきまして、郡上踊りを含む風流踊り、「風流」と書きますが、風流踊りが本年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定をされました。そして、2022年秋の登録を目指すとのことでございます。郡上踊り保存会の皆様を始めとする関係各位の御尽力によるものであり、大変うれしく存じております。

これよりは全国民俗芸能風流保存・振興連合会、こういう組織があつてございますが、そういう連合会に加盟されている全国の各保存団体及び市町村とも連携を深め、ユネスコによる登録実現を目指してまいりたいと考えております。

もう一つは、新型肺炎についてであります。

国内の感染状況の先行きが予断を許さない状態となっておりますけれども、市といたしましては、今後の状況を注意深く見守りながら県など関係機関とも緊密に連携し、市民の皆様の健康を守るため、最大限・最善の対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、御挨拶並びに市政運営の基本的方針と予算編成方針、議案等の提案説明といたします。令和2年2月20日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） 長時間の読み上げ御苦労さまでございました。ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分とします。

(午前11時03分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

#### ◎議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程4、議案第1号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 本日、住所、氏名等を記載しました議案書をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市大和町の水野秋子さんでございます。生年月日は記載のとおりであります。

今般、委員4名のうち1名の任期が5月13日をもって満了することにつき、同氏を改めて委員に任命しようとするものでございます。

なお、委員の任期は4年でございます。

水野さんにおかれましては、平成28年から4年間教育委員をお務めいただいているところでございますが、教育に関する豊富な御経験と高い見識を生かし、委員活動に積極的に取り組んでいただいているところでございますので、このたび再任をさせていただくことについて同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程5、議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題とい

たします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 同じく、本日、住所、氏名等を記載しました議案書をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市白鳥町の猪俣敬子さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。

今般、委員3名のうち1名の任期が4月29日をもって満了することにつき、新たに委員を選任しようとするものでございます。

なお、委員の任期は4年でございます。

猪俣さんにつきましては、長く教員を勤められて平成29年に御退職後、引き続き非常勤講師、現在は常勤講師として市内の小学校に勤務をされておられます。このように豊富な御経験と高い見識をお持ちの方ということで、このたび選任について同意を求めます。

よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程6、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 続きまして、議案第3号のほうをよろしく願います。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名でございますが、郡上市八幡町の後藤哲夫さん、郡上市大和町の木島清さん、郡上市高鷲町の蓑島由実さん、生年月日はごらんのとおりでございます。

人権擁護委員につきましては現在15名みえまして、そのうちの3名の任期が令和2年6月30日をもって満了するため、新たに3人を推薦するものでございます。

今回推薦しようとする3名の方でございますが、後藤さんにつきましては、平成29年から1期3年間、また、木島さんにつきましては、平成26年から2期6年間、委員としてご活躍されていることから、このたび再任して推薦するものでございます。

新任の蓑島さんにつきましては、市役所に長くお勤めになり、教育分野にも携わっておられますこと、また、退職後におかれましては、食事の宅配事業を通じて高齢者宅の見守り活動も行っておられ、子どもや高齢者の立場に理解が深く、地域住民の方からの信頼も厚いことから、今回推薦させていただきたいと思っております。

なお、この3名の任期につきましては、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間でございます。

以上よろしく願います。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

採決を行います。

議案第3号について、原案に同意することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第4号から議案第22号までについて（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程7、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程25、議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてまでの19議案を一括議題とします。順次、説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、大和町神路地区の交通空白地の解消を目的に、神路線の運行ルートを変更することにつき、運行距離を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと改め文がございしますが、もう1枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

第2条の表中、神路線の運行距離を2キロメートル延長し15.1キロメートルに改めるもので、本年4月1日からの施行としております。

次に、添付しております資料をごらんいただきたいと思います。

本事業につきましては、地域公共交通網形成計画に基づき、交通空白地の解消を図ろうとするものでございます。現行ルートは緑色で示しておりますが、起点は上神路で、国道156号を經由して大和生涯学習センターを終点とするルートでございます。

今回の改正につきましては、その起点・終点には変更ございませんが、自治会からの運行の要望も出されておりました赤色で示しておりますルートにございます口神路地区の野座への乗り入れを行うため、自主運行バスの神路線の運行ルートの途中には野座バス停を設けることといたしております。

なお、運行は週に2日で、1日当たり2.5便としており、新たなルートを加えますと全体の運行時間は4分ほど延びることになります。また、運行車両には14人乗りのワゴン車を使用しておりますし、国道156号以外の区間についてはフリー乗降としております。

なお、この神路線運行ルートの見直しにつきましては、本年1月16日に行われました地域公共交通会議におきまして承認を得ていることを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第5号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等一般職の非常勤職員に係る育児休業等に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと改め文と新旧対照表がついておりますが、その後に資料を添付しておりますので、資料のほうをごらんいただきたいと存じます。

地方公務員法と地方自治法等の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員と一般職の非常勤職員に係る育児休業に関する規定を整備するものでございますが、この改正内容の第2条から第7条までの改正は、育児休業が正職員は子が3歳に至るまでできるわけですけれども、そのできる職員やその期間などについてを定めるものでありますし、また、第18条、19条の改正は、部分休業といたしまして、正職員には小学校就学前までということですし、非常勤職員は子が3歳になるまで部分休業をすることができる。部分休業と申しますのは1日2時間以内ということになっておりますけれども、そういった休業ができる職員やその時間などについて規定をしたものでございます。

条ごとに説明をさせていただきますが、まず、1ページの第2条につきましては、解説をごらんいただきたいと思いますが、次のいずれかの要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員については、育児休業をすることができない職員として定めるものでございます。したがって、①から次のページに③まででございますが、これは育児休業ができる職員でございます。

1番目としては、引き続き在職した期間が1年以上で、養育する子が1歳6カ月、特例は2歳まででございますが、達するまでに任期が満了するが引き続き採用される可能性があり、勤務日が規則で定める日数、週に3日以上非常勤職員でございますし、2ページにいきますと、養育する子の1歳到達日において育児休業をしている非常勤職員、3番目としまして、任期の末日まで育児休業している者が任期の更新等に伴い引き続き育児休業しようとする非常勤職員でございます。これができる職員でございます。

これは、会計年度任用職員にも育児休業を認めるとしたことを受けまして、任用の状況に照らして育児休業をすることができない職員として、書いてあるのはできる職員ですけれども、条例に定めるものでございます。

次に、第2条の3ですけれども、3ページの解説をごらんいただきたいと思いますが。

非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日についてをここに該当する事由に応じまして、①が原則として子の1歳到達日、これが第1号でございます。それから第2号は、育児休業の期間が1年以内であれば、子が1歳2カ月に達する日まで、それから3号になりますけれども、保

育所に入れない場合や配偶者が負傷・疾病などの場合には、子が1歳6カ月に達するまで育児休業をすることができるというふうに規定しております。

次に、第2条の4ですけれども、保育所に入れないなどの理由により、1歳6カ月まで延長している育児休業の期間について、さらに6カ月、2歳までの再延長を可能というふうに規定しております。

次に、第2条の5ですけれども、第2条の3及び第2条の4の新設に伴う条の繰り下げでございます。

4ページにいきまして、次に、第3条でございます。

再度の育児休業をすることができる特別の事情として、2点ありますけれども、第2条の第3号、または第2条の4ということで、保育所に入れない場合などに該当すること、それから任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が任期の更新等に伴い引き続き育児休業をする場合には、再度の育児休業ができるというふうに規定しております。

次に、第7条ですが、これは文言の整理でございます。

次に、第18条ですけれども、解説は5ページになります。

1点は、2号の追加による規定の整理というものが第1号になります。それから、第2号のほうについては、部分休業することができない職員として、引き続き在職した期間が1年以上で、規則で定める勤務日数、週に3日及び勤務時間6時間15分以上の非常勤職員以外の非常勤職員としておりますので、ここに書かれている職員が部分休業することができる職員でございます。

これも会計年度任用職員に対しても部分休業を認めるとしたことを受けて、任用の状況に照らして部分休業をすることができる職員を条例に定めるということでございます。

最後に、第19条ですけれども、これは第1項では、非常勤職員について部分休業することができることとしたことに伴う文言の整理でございますし、第2項では、第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことに伴う文言の整理等でございます。

また、第3項では、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内、最長2時間行うものとし、育児時間とありますが、育児時間というのは1日に2回、それぞれ30分以内の時間を1歳に達しない子の授乳等に充てられるということで、こういう育児時間を取得することができるわけですけれども、育児時間を取得している場合には、当該範囲内で2時間からこの育児時間を減じた時間を超えない範囲内とすることを規定しているものでございます。

施行は、令和2年4月1日でございます。

以上でございます。

続いて、議案第6号になります。郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

る条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、第2号はフルタイムの会計年度任用職員ですが、その補償基礎額に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これもおめくりいただきますと改め文と新旧対照表がございますけれども、その後につけております資料をごらんいただきたいと思います。

会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、フルタイムの会計年度任用職員については、常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象となりました。

これに伴い、パートタイムの任用職員については、これまでの条例の規定を適用できるわけですが、フルタイムの会計年度任用職員については適用できる条文がなかったことから、第5条第5号としまして、フルタイム会計年度任用職員に係る各種補償金額を算定する上で基礎となる報酬等の額でございます補償基礎額の算定方法については、地方公務員災害補償法に規定する常勤職員に係る平均給与の例により定めるものとするということでございます。

この平均給与額というのが、四角の枠の中にありますけれども、負傷もしくは死亡の原因である事故の発生日、または診断によって疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して、過去3カ月にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額を言うとしておりますので、この例によりまして、フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額を算出するものでございます。

施行日については、本年4月1日でございます。

その他経過措置としまして、改正後のこの条例の規定については、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害、または通勤による災害に係る補償について適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案7号でございます。郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、八幡町洲河地区における移動通信用鉄塔基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと改め文がございます。もう1枚おめくりいただき、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

市内の地理的条件不利地域におけます携帯電話の不感解消を目的に、総務省の補助制度を活用して進めております携帯電話等エリア整備事業でございますが、今年度、自治会要望を受けて進めておりました八幡町洲河地区の鉄塔基地局の整備が完了をいたしましたので、その運用を開始するものでございます。

条例の改正内容につきましては、移動通信用鉄塔施設の名称及び位置を定めておりますこの第2条の表に、名称をPLB郡上八幡洲河第2基地局、これは、PLBというのはプラチナバンドということですが、ソフトバンクの協力を得て整備した基地局です。それからもう一つが郡上八幡洲河基地局、これはKDDI、auですが、auの協力を得て整備した基地局でございます。

また、位置を郡上市八幡町洲河2547番地として加えるもので、施行は公布の日からとしております。

その他資料としまして、位置図等をつけておりますのでごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 続きまして、議案第8号でございます。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと改め文がございますが、こちらにつきましては、議案第62号の財産の無償譲渡に関連するものでございます。

別表第1は、設置に係る公の施設一覧、別表第2の使用の承認に係る施設一覧から、それぞれ那留地区コミュニティ消防センターを削除するものでございます。

なお、附則におきまして、郡上市公の施設使用料徴収条例につきましても、別表中、那留地区コミュニティ消防センターを削るというものでございます。

1枚おめくりいただきますと新旧対照表をつけておりますが、別表第1でございます。旧のほうに那留地区コミュニティ消防センター、それから位置がございます。それと種類、こちらのほうを削除するということになります。

それで、新のほうを見ていただきたいんですけども、種類のほうも同じように削られるということになりますので、中津屋地区コミュニティ消防センターの種類の欄を改めるということで、地域住民の防災意識と連帯感の向上を図るためのコミュニティ活動施設に改めるというものでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、次のページになりますけれども、別表第2になります。こちらは使用の承認に係る施設一覧から那留地区コミュニティ消防センターを削るものでございますし、続きまして、3ページでございますけれども、公の施設使用料徴収条例の一部改正というところで、別表から5ページになります、一番下になります、那留地区コミュニティ消防センターを削るというものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第9号をお願いいたします。

郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について。

郡上市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきますと改め文がございまして、もう1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございまして、そちらのほうで少し説明させていただきます。

第2条の第2項第2号でございますが、次に掲げるものについては印鑑の登録を受けることができない旨のところの成年被後見人でございますが、一律にできないという規定を、新のほうを見ていただきますと、意思能力を有しない者に改めるものでございます。

それから第5条、第6条につきましては、こちらにつきましては下線部分が改正されるわけでございますが、これは総務省からの事務処理要領の一部改正に合わせて改正するものでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、議案第10号ですが、郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定めること並びに県内消防本部の手数料の徴収状況に鑑み、郡上市火災予防条例第47条に規定するタンクの水張り検査等の検査手数料を定めるため、この条例を定めようとする。

改め文と新旧対照表の後に、本日資料をおつけしておりますので、そちらで説明をさせていただきますと思います。

今回の改正は、高圧ガス容器に関する改正と、いわゆる少量危険物等のタンクに関する改正の2つになります。

まず1つ目は、改正理由の①ですが、手数料は地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる標準額に基づいて規定されています。圧縮水素自動車燃料装置用容器、これはいわゆる水素自動車の燃料ボンベ等ですが、この容器の検査を行う方法が確立されたことから、政令の一部改正によりこの容器が追加され、検査の手数料が定められました。これに伴い、市の手数料条例に圧縮水素自動車燃料装置用容器を新たに加え、検査手数料を定めるものです。内容は、主な改正内容①のとおりです。

次に、改正理由の②ですが、郡上市火災予防条例第47条に規定するタンク、これは指定数量未満の危険物、いわゆる少量危険物等のタンクになります。こうした少量危険物等のタンクに関する検査手数料は、先ほどの地方公共団体の手数料の標準に関する政令には規定されていませんが、郡上市以外の県内の消防本部では手数料を定めて徴収しています。

郡上市としましては、市内にタンク製造業者がなく、検査実績もなかったことから手数料を定めていませんでしたが、県内の消防法部の状況に鑑み、関係する手数料条例に加えるものです。内容は、主な改正理由②のとおりです。

なお、先ほども申しましたが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令には規定されていないため、県内の消防本部の手数料も参考にしながら、危険物許可施設の手数料に準じて定めるものがあります。

施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和2年4月1日とするものです。よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 続きまして、議案第11号 郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱の改正に伴い、畜産担い手育成総合整備事業に要する経費の分担金の割合を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

2枚ほどおめくりいただいて、新旧対照表がついておりますので、改正内容についてこちらで御説明をします。

分担金のところの第3条におきまして、まずは当該年度の事業に要する経費、事業費を除くという部分がありますが、今回の改正の中でこの部分を削除します。いわゆる事業費の中に事務費を含めるということになります。

また、事業費の分担金につきましては、従来100分の25となっておりますが、今回の改正の中で100分の50と上げまして、また、そちらにつきましては得た額の範囲内で市長が定める額とするということを追加させていただいております。

さらに1枚おめくりいただいた事業概要をお載せしておりますが、同事業については、いわゆる公債事業と呼ばれる一般社団法人岐阜県農畜産公社が農家の申し出に基づき、必要な装置改良、畜舎等の増改築を行って、いわゆる市町村を経由した形で事業者に譲り渡すという、いわゆる牧場の建て売り制度のような事業になります。この上では何よりも国の補助事業にもなりますので、自給力の向上ということで装置整備が求められるものになります。

郡上市では、平成17年から19年にかけて同事業を実施しておりましたが、今回、農家の申し出により、2年度から6年度にかけてこの事業を実施を予定しております。

一応費用負担につきましては、旧というのが当時の17から19の当時の状況ですが、工事費につきましては、その当時は国県市含めて75%の補助がありましたので、農家の分担金は25%、100分の25となっておりますが、今回、県の補助金要綱改正によりまして、県補助はなくなっておりますので、それに合わせまして分担金につきましては国庫補助50のみとし、農家の分担を50に引き上げるものとなります。

また、諸経費、いわゆる附帯事務費については、従来どおりの県50、農家50ということとし、別途建設利息とつけておりますのは、これは市予算を経由せず、畜産公社が事業を行う際に借入れを行いますので、その建設利息については、別途直接事業者に対して請求をされるものとなります。

今回の事業に当たりましては、それぞれ参加農家5戸、郡上市という形で事業を進めていきますが、全てこの分担金率のところについては、事前に御同意はいただいております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、議案第12号のほうをよろしくお願いたします。議案第12号郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、白鳥町干田野地区及び明宝気良地区における小水力発電施設の整備に伴い、名称及び位置を規定するため、この条例を定めようとするものでございます。

2枚おめくりいただきますと新旧対照表がございますので、そちらのほうを見ていただければと思います。

岐阜県が地域用水環境整備事業で整備しています白鳥町と明宝地内の発電所が令和2年3月末に完成し、岐阜県から郡上市に移譲されるものでございます。

条例の改正内容は、第2条で施設の名称及び位置を定めておりますけれども、その表に名称を干田野清流発電所、位置を郡上市白鳥町干田野766番地4、名称を気良布平清流発電所、位置を郡上市明宝気良99番地18として加えるもので、施行は公布の日からとしております。

また、資料として位置図をつけておりますのでごらんください。

説明のほうは以上でございます。

次に、議案第13号郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について。

郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてを次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、工場立地法にかかわる緑地及び環境施設の面積割合を緩和するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、郡上市立地法に基づく準則を定める条例のほうをつけてございます。短い条例ですので、条文に従いながら説明のほうを進めさせていただきます。

まず、趣旨ですが、第1条でございますが、中ほどはちょっと飛ばしましてお話ししますと、この条例は、工場立地法にかえて適用すべき準則を定めようとするというものでございます。

工場立地法は、工場立地が環境保全を保ちつつ、適切に行われるように定められた法律でございます。工場立地に関する準則では、工場敷地には緑地を20%以上、環境施設、これは緑地を含め、噴水であるとか運動施設を25%設けなければならないということで定めております。

ただし、市町村の自然環境や社会環境に鑑みて、市町村が条例で準則を定め、緑地等の工場敷地に対する面積割合を緩和し、企業が土地を有効に活用することを可能とするものでございます。

第2条を飛ばしまして、第3条のほうでは、今回緩和する区域及び緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を表のとおり定めております。

表の区域でありますけれども、縦に準工業地域、工業地域とございますけれども、この2地域は、都市計画区域における用途地域となります。この準工業地域、工業地域以外の都市計画の用途地域、郡上市には住居系と商業系がございますけれども、条例の準則を定めておりませんので、工場立地に関する準則、従来のもものが適用をされます。

緑地ですと、先ほど申し上げましたけれども20%、100分の20以上、そして環境施設では25%の100分の25以上を工場敷地内に設ける必要があるものでございます。

最後の用途地域以外の地域でありますけれども、こちらは都市計画の用途区域以外でありますので、郡上市の大半の土地に適用されるものでございます。

実際どのように緩和されるかといいますと、この条例によって準工業地域用途地域外の地域における緑地及び環境施設の面積割合を100分の10緩和し、工業地域においては100分の15緩和するものであります。

次に、第3条2項におきましては、建築物の屋上等緑化施設を設ける場合は、緑地の面積として本来比率の100分の25まで法律で算入可能であるのですが、この条例におきまして、さらに100分の50まで算入できるように緩和をするものであります。

第4条では、特定工場の敷地が2つ以上の区域にわたる場合の適用が規定されております。特定工場といいますと、業種として製造業、電気供給業等で、敷地面積が9,000平方メートル以上、または建築面積が3,000平方メートル以上のものが対象となる工場になりますけれども、特定工場の敷地が複数の区域にわたるときには、緑地などの敷地面積の高いほうに全部の敷地面積を適用するというものであります。

第6条では、特定工場の敷地が郡上市と隣接公共団体の区域にわたる場合についての規定でありますけれども、それはお互いに協議して定めるというふうになっております。

最後に、附則になりますけれども、施行期日は、令和2年4月1日としており、経過措置としましては、昭和49年6月28日までに設置された、または設置のための工事が行われた特定工場においては、当時の法律によって、また別の計算式があるんでありますけれども、その計算式の使用する数値について、緩和した数値について読みかえて計算するように定めております。

説明のほうは以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 議案第14号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、市道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等のため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと条例の改め文がございまして、その次に新旧対照表がございまして、その新旧対照表の後に簡単な資料をつけさせていただいておりますが、こちらの資料をごらんいただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、これから市道を新設または改築する場合に、自転車通行帯の設置に関する基準を定める等のため、この条例を定めようとするものでございます。

主な改正内容としましては、第8条の2に、自転車通行帯の設置要件を規定しようとするものでございます。自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分としまして、自転車通行帯を新たに規定をいたしまして、その設置に際しましての要件を規定するものでござい

ます。

自転車通行帯の幅員は、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯と同様、幅員は1.5メートル以上として、また地形の状況、その他の特別の理由があつてやむを得ない場合においては1メートルまで幅員を縮小することができるというものでございます。

また、第9条においては、自転車道の設置要件としまして、この自転車道を設置する場合のその道路における自動車の設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものということを経験として追加するものでございます。ちなみに、この市内におきまして設計速度が60キロメートル以上の市道というのは現在はございません。

施行日としまして、公布の日から施行するものでございます。

新旧対照表の1ページ目のところへお戻りいただきまして、ここの左側が新のほうですけれども、第4条のほうはここに自転車通行帯、そうした文言を追加するものでございます。4条の5項もそうでございます。

それから6条の2のところは、副道のところに自転車通行帯を除くという文言を追加するもの、それから先ほど申しましたように、自転車通行帯として第8条の2を追加するものでございます。こちらを追加することによりまして、自転車通行帯の設置要件を規定するものでございます。8条の2のところは、自動車及び自転車の交通量が多い3種、または4種の道路には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする、ただし地形状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合においてはこの限りでないということで、特にその設置を条件づけるものではございませんが、設置をする場合にこういう基準で設置をするということを経験として規定するものでございます。

それから、ちなみに、交通量が多いというふうに記載をしておりますが、こちらのほうですと、この8条の2の文言であります自動車及び自転車の交通量が多いというその基準としましては、自動車は1日4,000台以上、それから自転車は500台以上、そういう基準になりますので、なかなか市のほうでそうした基準以上の交通量がある道路というのはなかなかございませんが、ただ、市のこうした市道の構造の条例につきましては、国の政令を参照しておりますので、そちらに合わせた基準を設けるものでございますので、よろしく願いをいたします。

それから続きまして、議案第15号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、林道事業の円滑な推進を図ることを目的に、林道事業分担金の徴収方法に係る規定の追加及び林道の災害復旧事業分担金の率を改めるために、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改め文がございます。そちらをおめくりいただいて、新旧対照表の次に資料をつけさせていただいております。

提案理由といたしまして、今申し上げましたとおり林道事業の円滑な推進を図ること、林道事業分担金の徴収方法に係る規定の追加と、それから災害復旧事業の分担金の率を改めるために、この条例を定めるものでございます。

主な改正内容として、1点目としましては、第4条の第2項に、市長は、被徴収者が多数にわたる場合には、被徴収者が選定した者から徴収することができるという規定を加えるものでございます。

こちらの、現在も分担金なんかを徴収させていただくときは自治会長さんでありますとか、その林道や施設を管理して見える団体の代表者であるとか、そうした方に一括して分担金の請求をさせていただいておりますが、その根拠となる条文を明文化するものでございます。

それから、もう1点ですが、別表の災害復旧事業のうち、公共事業の分担金の率を補助残の10%から補助残の5%に改めるものでございます。

この下の表が別表の一部でございますけれども、災害復旧事業で公共事業、採択基準としては災害査定の特許を得た事業で、事業費が40万円以上になるものでございますが、こちらが改正前は補助残の10%を分担金としていただくことになっておりますが、改正後は補助残の5%を分担金としていただくことに改正をさせていただきます。

また、市の単独事業は上記以外の事業ということで40万円未満になりますけれども、こうした事業については、引き続き10%のままをお願いした次第というふうに考えております。

施行期日は、令和2年の4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） それでは、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を1時といたします。

(午後 0時06分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（兼山悌孝君） 議案第16号から。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 議案第16号 下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、下水道事業の公営企業会計移行に伴い、関係条例の所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書の一番後ろにある資料をお願いします。1枚ものの資料でございますが、よろしくお願ひします。

条例改正の趣旨でございますが、現在水道事業は公営企業会計として適用をしております。今回、下水道事業を令和2年4月1日から公営企業会計に移行させるために必要な条例の一部を改正を行うものです。

大きな違いでございますが、会計の仕組みが下記の表のように変わります。下水道事業公営企業化することにより、下水道事業の経営状況を正確に把握することが可能となり、次のような効果が見込まれます。

下水道資産、施設や下水道環境の適正な維持管理、改築、更新を計画的に行うことができる。下水道事業の効率化、事業のコスト削減を図ることができます。

次に、条例改正の概要でございますが、下水道事業の公営企業化に伴い下水道事業に関する18本の条例の整備を行います。下水道事業の形態は公営企業となりますが、事業内容としては従前の下水道事業を継承していくため、条例の内容を大きく改正するものではありません。

改正内容の主なもの、条例中の市長を上下水道事業管理者に改めます。水道事業条例に下水道事業設置等に関する条文を記載します。

裏面をお願いします。条例中の規則を規定に改めます。下水道事業に関連する改正前の条例には、条例の運用の詳細を規定で定めていますが、法適用後は規定で条例の運用の詳細を定めることとします。

その他といたしまして、今回改正する18本の条例の文言の使い方等を統一化するために必要な字句の訂正を行います。

条例の施行期日でございますが、令和2年4月1日とします。ただし、第18条の規定は公布の日から施行とします。

改正する条例は下記記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 続きまして、議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

主な改正内容は、放課後児童支援員を確保するため、資格取得の要件緩和に関する規定を追加するものでございます。

改め文の次にあります新旧対照表をごらんください。

第10条第3項中に、指定都市の長が行う研修を終了したものを加えます。

同項第4号の学校教育法の規定により、学校等の教諭となる資格を有するものを教育職員免許法の規定する免許状を有するものに改めます。

同項第5号の中の、学校教育法の規定による大学を卒業したものの中に、専門職大学の前期課程を修了したものを含むを加えます。

また同項の10号に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めたものを加えます。

また、附則第2項中、資格取得の予定者を放課後児童支援員と認める経過措置の期間を令和2年3月31日までを、令和7年3月31日までに改めます。今後、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、5年間の延長を設けるものです。

施行期日は令和2年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第18号 郡上市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、特別職の名称を改める必要があるため、この条例を定めようとするものでございます。

改め文の次の新旧対照表をごらんください。

主な改正内容は、県の国民健康保険運営協議会と区別するため、郡上市国民健康保険条例及び規則に基づくものでありまして、別表中の旧の国民健康保険運営協議会委員を、別表中の新にありますように市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員と改めます。

施行期日は公布日からとなっております。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 白鳥病院事務局長 川尻成丈君。

○国保白鳥病院事務局長（川尻成丈君） 続きまして、議案第19号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。国保白鳥病院の病床機能の転換等により病床数を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと改め文でございます。

現在国保白鳥病院は、一般病床60床、結核病床4床を有しておりますが、60床を46床に、結核病床4床につきましては廃止をさせていただきたいということでございます。

附則におきまして、廃止します一般病床14床のうち個室が6床ございます。その個室の使用料につきまして、附則におきまして郡上市病院事業の使用料手数料条例の一部を改正をさせていただきたいというふうに考えております。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表でございます。現在、一般病床60床につきましては、ケアミックスといまして10対1の病床と地域包括ケア病床40床で運営をしております。今回は全ての病床を地域包括ケア病床にさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、地域包括ケア病床に全床をかえよういたします場合に、設置基準で面積要件、廊下の幅等が満たさない病室、旧の産婦人科の病床6床でございますが、そこが転換はできませんのでその6床を廃止をさせていただきたい。あわせて過去の入院患者数から考えまして、適正な病床数といましては46床あれば十分であるというふうに考えておりますので、8床追加で廃止をさせていただき46床とさせていただきたいというふうに考えております。

また、結核病床4床につきましては、現在大きな病院等で運用されております結核病床につきましては、いわゆる陰圧機能といまして病室内の空気が院内の廊下等に漏れない設備が備えつけられているのがほぼ標準のような形になっておりますが、白鳥病院におきましてはそういった設備がございませんので、院内感染の防止の観点からも運用については難しいというふうに考えております。病床機能の転換にあわせて、その結核病床についても廃止をさせていただきたいというふうに考えております。

1枚おめくりいただきますと、使用料手数料条例の新旧対照表になります。

旧でいいますと、一番下の一般個室C、231号から237号の6床につきまして、46床に廃止に伴って個室も廃止をさせていただきたいと思っておりますので、この部分を削除させていただきたいというものでございます。

施行期日は令和2年4月1日を予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 続きまして、議案第20号 郡上市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、国保和良診療所の病床機能を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正理由としましては、急速な人口減少、特に和良地域ではこの10年で418人の人口減少をしております。割合でいいますと20%の減といったような状況の中で、診療所の患者数も大変減少しております、救急外来の患者のない日も多い状況にあります。

また、病床の継続にかかわります医療従事者の不足などによりまして、平成30年度4月から休床となっておりました国保和良診療所の病床8床については、令和2年度から段階的に始まります医師の働き方改革にも対応していくために、病床を休床から正式に廃止するに当たり、この条例を整備するものでございます。

今後は業務改善にとりくみ、地域の実情に合った持続可能な医療体制を提供していくため、その変更に対するバックアップ体制については、時間外の訪問診療は国保白鳥病院が対担当いたします。和良介護老人保健施設の時間外の診療についても、国保白鳥病院が対応をしていきます。

現在休床中の一般病床8床については、実質的には廃止の状態でありまして、住民理解も定着しているところでございます。

改め文の次の新旧対照表をごらんください。

第2条の表中、旧の病床数の欄にあります一般病床8床を削るものであります。

施行日は令和2年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 続きまして、議案第21号をお願いいたします。議案第21号 郡上市青少年育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例について。

郡上市青少年育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、高等学校等に入学を予定しているものについて、奨学資金の一時金貸付の対象とする特例期間を延長するため、この条例を定めようとするものです。

議案の1枚おめくりいただきまして、次は改め文で、その次の新旧対照表をごらんいただきたい

と思います。

旧のほう、現行でございますけれども、第3項ですが、貸付の対象者は平成21年2月20日から令和2年3月31日までの間ということで、この特例期間のところを左の新しいほうを見させていただきますと、平成21年2月20日から令和5年3月31日までの間に限りというふうに、3年間延長させていたしまして、さらに第2条第2号に規定するもののほか、高等学校等に入学を予定しているものも対象とするということです。

第2条第2号に規定するものというものは、在学者のことであります。この間に限って、高等学校等に入学を予定しているものも対象とするという内容でございます。

本奨学資金でございますが、基本的には今申しましたように高等学校等、これは高等学校ですとか短期大学、あるいは大学、大学院などを指しております、これらに在学するものを対象にしておりますけれども、この特例期間に限りましてこの高等学校等に入学を予定しているものも対象とした上で、それらのものに対して一時金貸付として50万円を限度として貸付ができることとしております。そのことによって就学のための一層の支援を行い、社会に有為な人材の育成に資するという条例の目的を目指すものであります。

なお、特例期間でございますが、最初の時点では平成21年2月20日から平成23年3月31日、そして平成29年4月1日から令和2年3月31日までをまず第1回目の特例期間として決めました。

以後3年間を単位として、平成23年4月1日から平成26年3月31日、そして次は平成26年4月1日から平成29年3月31日、そして平成29年4月1日から令和2年3月31日として、これまで3回延長をしてきております。

それで、今回はさらに令和5年3月31日までということで、4回目の延長とさせていただきたいというものであります。

改め文に戻っていただきまして、附則のほうでは、条例の施工期日を令和2年4月1日からとしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定について。

郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、郡上八幡まちなみ交流館の設置に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

昨年の8月から整備を進めてまいりました郡上八幡まちなみ交流館ですけれども、この3月19日を工期としまして、現在建設の最終段階に入っております。4月からの利用開始とするため、設置管理条例を新たに定めるものでございます。

1枚めくっていただきますと、条例の制定文が3枚にわたっておりまして、その次に資料としまして条文解説、それから平面図、立面図を添付しております。

平面図をちょっと見ていただきたいと思いますが、平面図の左下が1階で、展示室と憩いの広場、平面図の右下が2階で研修室になります。少し図面が小さくて見にくく申しわけございませんが、このような施設内容となっております。

今回、新たに条例を定めさせていただくということで、少し時間をいただきましてこの手元の資料の条文解説を主として説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、第1条の設置の目的であります。郡上市八幡町の伝統的建造物群保存地区を始めとする城下町の歴史や文化、それからまちなみ保存活動を紹介するとともに、市民や来訪者相互の交流に資することを目的としておりますけれども、さらに来館された方に城下町の歴史や文化などを知っていただくことによりまして、一層充実した八幡町市街地の散策などにつなげていただけることも期待しておるものであります。

それから、第2条は名称及び位置の規定です。名称につきましては、これまで(仮称)郡上八幡まちなみ交流館としておりましたけれども、ここに書いてありますごらんの設置場所、それから施設内容・機能、施設形態に鑑みまして、古くからの八幡の通称として認識されている郡上八幡という冠をつけたり、あるいは交流を目的とする施設であることから、この仮称というものを取らせていただきまして、正式に郡上八幡まちなみ交流館とすることといたしました。

それから、第3条でございますが、第3条は施設内容を規定しておりますが、平面図をごらんいただきましたように案内コーナー、展示室、憩いの広場につきましては1階に配置します。研修室は2階に配置いたします。

それから、第4条は交流館で展開する事業内容であります。まずこの第4条第1号の資料の展示は、1階の展示室で行うものであります。城下町の変遷ですとか、八幡北町の大火と復興への取り組み、あるいは八幡城の再建、そして最近の伝建修理修景事業、あるいは無電柱化等のまちなみ整備事業等々につきまして、当時の絵図ですとか写真、パネル、モニター、解説文、模型などにより、展示紹介することとしております。

それから、第3号の郷土の文化や歴史に関する講習会、各種研修会等の開催や会場の提供は2階の研修室としますし、第4号の休憩場所の提供は1階の憩いの広場となります。

第5条は、交流館の職員体制ですが、現在の予定では館長は社会教育課の職員の兼務を予定しております。

そして、施設管理や案内を担当する業務員につきましては、これ会計年度職員を当てまして1人を常駐させるということにしております。なお、この業務員は2人の雇用を予定させていただきま

して、休日を挟みながらローテーションによる交代勤務を予定しております。

それから、第6条は開館時間についての規定でございますけれども、他の施設で一般的に見られる開館時間帯としまして、さらに郡上八幡町屋敷越前屋、あるいは郡上市総合文化センターの開館時間を参考として、午前9時から午後5時までとしました。

ただし、研修室につきましては、夜間利用も考慮して午後10時までとしております。

第7条は休館日の規定ですけれども、一般的な例によりまして、まず年末年始の12月29日から翌年1月3日までを休館日とします。加えて、水曜日も休館日とさせていただく規定にしておりますが、これは多くの来館者の方ですとか、研修室の使用が見込まれる土日、それからこの土日の準備のために必要となる金曜日を避けるとともに、先ほど申しました南町の町屋敷越前屋の休館日が木曜日であることから、それらを考慮して水曜日を休館日としたものであります。

第8条は入館料についての規定ですが、2階研修室は後ほど説明させていただきますけれども、基本的には使用許可制、それから使用料の徴収対象としておりますが、それ以外の展示施設ですとか憩いの広場は無料といたします。

それから、第9条から第12条までは、入館の制限ですとか研修室に係る使用の許可不許可、許可の取り消し等についての一般的事項を定めたものでありますので、説明は省略させていただきます。

それから、第13条は2階研修室の使用料についての規定ですが、こちらについては条例制定文の最終ページをごらんいただきたいと思っております。

使用料の額につきましては、使用の形態が類似している郡上市総合文化センターの多目的ホール、あるいは同センターの大会議室2室の使用時間区分と使用料を参考に、午前、午後、夜間、全日の区分による使用料の額や、営利目的の使用の場合の規定を定めさせていただきました。

それから、第14条の使用料の減免、それから第15条の使用料の不還付についての規定は、他の施設と同様の一般的事項を定めておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、第16条から第19条までは、指定管理制度を導入できる旨と、指定管理者が行う業務や権限、それから利用料金を指定管理者の収入とすることができるなど、指定管理に関する一般的な事項を定めたものであります。

このまちなみ交流館は文化施設ということで、他の文化施設と同様に直営による管理を行うこととしております。しかしながら、今後取り巻く状況の変化に伴いまして、将来的な指定管理制度の導入に、もしそういう状況になったときに指定管理制度が導入できるように対応できる旨の規定を設けておくものですので、よろしくお願ひします。まずは直営による管理を行うということでございます。

第20条は、損害賠償に関する一般的な事項ですし、第21条は条例施行上の必要事項を教育委員会規則等に委任することを規定するものであります。

条例の制定文に戻っていただきまして、附則のほうで、この条例の施行日は令和2年4月1日からとしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

◎議案第23号から議案第36号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程26、議案第23号 令和元年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてから、日程39、議案第36号 令和元年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの14議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、議案第23号から議案第36号まで、14会計の補正予算案の議案につきまして読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第23号 令和元年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について、議案第24号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第25号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号 令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第27号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第28号 令和元年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について、議案第29号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第30号 令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第31号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第32号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第33号 令和元年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第34号 令和元年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第35号 令和元年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第36号 令和元年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月20日提出、郡上市長日置敏明。

一般会計補正予算書のほうを見ていただきたいと思います。よろしく願いいたします。事業概要一覧表の次についていると思います。よろしく願いいたします。

おめくりいただきますと、令和元年度郡上市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,797万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億5,813万7,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

6ページをおめくりいただきたいと思います。第2表繰越明許費でございます。

全部で17事業ございますが、ほとんどは地元調整、また他事業との調整により、不測の日数を要したということの理由になっております。

少し変わっておるところが、8番目でございます道路ストック総点検事業でございますが、こちらは高速道路の跨道橋の点検におきまして、交通規制員の確保ができなかったということで繰り越しになってきておりますし、それから災害対策事業費におきましては、ハザードマップの更新に避難経路でありますとか避難上の危険箇所等々も載せることとなりまして、住民意見の調整に不測の日数を要したというものもございます。

そういったことから、全17事業で10億4,367万円を繰り越しさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。こちら追加になりますが、こちらは頑張れ子育て応援事業の令和元年度分でございます。今年度新たに対象となる分で、期間は令和元年度から令和6年度までとし、限度額を2,550万円とするものでございますので、よろしく願いいたします。

1ページおめくりいただきまして、第4表になります。地方債補正でございます。追加いたしましたは、一般補助施設整備等事業でございます。限度額2,000万円、起債の方法、普通貸借または証書借入、利率のほうは3%以内、償還の方法についてはごらんとおりでございます。

次に変更でございます。公共事業等でございますが、2,380万円増の4億9,070万円、これは県営事業の負担金の増に伴うものでございます。

一般単独事業の緊急防災減災事業でございますが、3,820万円増の6,770万円でございます。これは、白鳥駅前の避難地の公衆便所建設に伴うものでございます。

辺地対策事業、それから補助災害復旧事業、過疎対策事業でございますけども、これはそれぞれ5,200万円減の8億4,410万円、それから、次が200万円増の6,010万円、それから過疎対策ですが、210万円減の3億2,720万円とするものでございますが、これはそれぞれ事業費の確定見込みに伴うものでございます。

一番下、臨時財政対策債ですけども、これは発行額の確定に伴いまして4,160万円の減、6億1,840万円とするものでございます。あわせまして3,170万円の減、25億9,230万円とするものでござ

ございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

その他につきましては、今回お配りしております事業概要一覧表においてまた御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,441万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,693万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,989万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,714万9,000円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算書（第3号）をお願いします。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおり定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,604万5,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

3ページをごらんいただきたいと思っております。第2表繰越明許費になります。事業名は特定環境保全公共下水道建設事業が2,548万5,000円、その下、農業集落排水建設事業1,000万円、合わせて3,548万5,000円でございますが、こちらは道路改良工事に伴います支所移転工事でありますけれども、道路改良工事の年度内完成が見込めなくなったことに伴いまして、同様に繰り越すものでございますのでよろしくお願いいたします。

次に、地方債補正の変更でございますが、下水道事業の資本費平準化債でございます。1,400万円減の2億8,600万円とするものでございます。これは、前年度繰越金の確定に伴いまして、借入額を減額するものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,039万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億367万円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。

おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億927万円とするものでございます。

続きまして、宅地開発特別会計補正予算書（第1号）でございます。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ714万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45万2,000円とするものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の後期高齢者医療特別会計（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億510万2,000円とするものでございます。

続きまして、小水力発電事業特別会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,505万円とするものでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、工業団地事業特別会計補正予算書（第1号）でございます。

おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の工業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,310万4,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

3ページをごらんいただきたいと思います。第2表繰越明許費、事業名といたしましては工業団地造成事業でございます。こちらにつきましては、台風15号による電柱の倒壊等により全国的に電柱不足となり、電柱の支所移転に時間を要したことなどのために1億5,130万円を繰り越すものでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、第3表地方債補正の変更でございますが、工業団地造成事業でございます。20万円減の2億1,160万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

続きまして、大和財産区特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,791万6,000円とする。

続きまして、白鳥財産区特別会計補正予算書（第1号）をお願いします。

1枚おめくりいただきます。令和元年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ913万3,000円とする。

続きまして、牛道財産区特別会計補正予算書（第1号）をお願いします。

1枚おめくりいただきます。令和元年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ551万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ842万6,000円とするものでございます。

続きまして、石徹白財産区特別会計補正予算書（第1号）でございます。

1枚おめくりいただきます。令和元年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,243万8,000円とするものでございます。

最後になります。郡上市病院事業会計補正予算書（第2号）でございます。

1枚おめくりいただきます。第1条、令和元年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

中ほどにございますが、第3条に収益的収入と支出がございます。収入支出とも1,153万5,000円の増、病院といたしましては市民病院、白鳥病院両方でございます。

2ページのほうでございますが、第4条に資本的支出の予定額を次のとおり補正するということで、収入につきましては892万円の増、支出につきましては5万2,000円の増となるものでございます。よろしく願いいたします。

以上、14会計につきまして補正予算の上程でございます。それぞれ先ほど申し上げました事業概

要説明一覧表にて明細を記載してございますので、これを参考にまた御審議をいただきたいと思  
います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました議案第23号から議案第36号までの14議案につ  
きましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第23号から議案第36号までの14議  
案については、会議規則第44条第1項の規定により、2月21日午後4時までに審査を終了するよう期  
限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第36号までの14議案につ  
きましては、2月21日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第37号から議案第58号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程40、議案第37号 令和2年度郡上市一般会計予算についてから、日程61、  
議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算についてまでの22議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第37号から議案第58号まで、22会計の当初予算案の議案  
につきましてまとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議案第37号 令和2年度郡上市一般会計予算について、議案第38号 令和2年度郡上市国民健康  
保険特別会計予算について、議案第39号 令和2年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案  
第40号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第41号 令和2年度郡上  
市駐車場事業特別会計予算について、議案第42号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計予算につい  
て、議案第43号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第44号  
令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第45号 令和2年度郡上市後  
期高齢者医療特別会計予算について、議案第46号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計予  
算について、議案第47号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計予算について、議案第48号 令  
和2年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第49号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別  
会計予算について、議案第50号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第51号  
令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第52号 令和2年度郡上市高鷲財産区  
特別会計予算について、議案第53号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第

54号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第55号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第56号 令和2年度郡上市水道事業会計予算について、議案第57号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算について、上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、その次のページに令和2年度の郡上市当初予算の総括表という表をつけてございますが、よろしいでしょうか。こちらのほうでお願いいたします。この表に基づきまして予算案をお示しさせていただきたいと思っております。

会計名、それから令和2年度の予算額、それから対前年度の増減額、そして増減率の順に読み上げさせていただきますので、お願いいたします。

一般会計272億400万円、8億3,800万円、3.0%の減でございます。

国民健康保険特別会計45億1,730万8,000円、2億1,899万7,000円、4.6%の減でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定でございます。3億7,722万円、7,383万8,000円、16.4%の減。

続きまして、下水道事業特別会計でございますが、こちらは企業会計の移行に伴いまして、25億895万1,000円の皆減でございますのでよろしくお願いいたします。

介護保険特別会計44億1,488万1,000円、3,038万7,000円、0.7%の増。

介護サービス事業特別会計7億4,726万4,000円、4,478万2,000円、6.4%の増。

駐車場事業特別会計692万2,000円、74万6,000円、9.7%の減。

宅地開発特別会計754万7,000円、4万9,000円、0.6%の減。

青少年育英奨学資金貸付特別会計3,046万1,000円、576万5,000円、15.9%の減。

鉄道経営対策事業基金特別会計70万円、17万9,000円、20.4%の減でございます。

後期高齢者医療特別会計6億4,864万円、4,777万2,000円、8.0%の増。

小水力発電事業特別会計5,452万5,000円、2,190万2,000円、67.1%の増。

工業団地事業特別会計8億6,000万円、6億4,530万円、300.6%の増でございます。

それから、大和財産区特別会計になります。2,200万円、800万円、57.1%の増。

白鳥財産区特別会計900万2,000円、51万5,000円、6.1%の増。

牛道財産区特別会計1,723万5,000円、329万9,000円、23.7%の増。

石徹白財産区特別会計2,896万8,000円、504万円、14.8%の減でございます。

高鷲財産区特別会計3,285万2,000円、905万3,000円、21.6%の減。

下川財産区特別会計333万円、205万1,000円、38.1%の減。

明宝財産区特別会計1,850万円、50万円、2.6%の減0。

和良財産区特別会計856万2,000円、672万8,000円、44%の減でございます。

特別会計合計といたしまして、118億591万7,000円、20億2,994万円、14.7%の減でございますし、一般会計、特別会計合計で390億991万7,000円、28億6,794万円、6.8%の減でございます。

続きます企業会計でございますが、水道事業会計、収益的収支でございますが、12億3,242万2,000円、1,824万1,000円、1.5%の減、資本的支出8億7,711万5,000円、489万4,000円、0.6%の減。

下水道事業会計、これは皆増でございます。収益的収支26億1,838万9,000円、資本的収支のほうにつきましては14億2,444万4,000円でございます。

続きます、病院事業会計、収益的収支でございます。45億9,425万7,000円、1億2,282万7,000円、2.7%の増、資本的収支につきましては、5億3,058万5,000円、1億618万2,000円、16.7%の減でございます。

企業会計合計といたしまして、112億7,721万2,000円、40億3,634万3,000円、55.7%の増。

予算総額といたしましては、502億8,712万9,000円、11億6,840万3,000円、2.4%の増ということになります。

以上、全会計につきまして予算案の総額を示させていただいたところでございます。お配りしております予算関係につきましての参考資料の中に、さまざまな項目の資料を添付してございます。今後の予算特別委員会の中で説明させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、事業概要説明一覧表の表につきましても、各事業ごとに概要を記載してございますので、特別会計を含めまして詳細な説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました22議案のうち、議案第37号につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、議案第37号の質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

議案第38号から議案第58号までの質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第37号につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月11日午後4時までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては、3月11日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第59号及び議案第60号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程62、議案第59号 辺地総合計画の策定について及び日程63、議案第60号 辺地総合計画の変更についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、議案第59号をお願いします。辺地総合計画の策定について。

辺地総合計画を次のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

議案の次に添付をさせていただいております参考資料、それから本日お手元に配付をさせていただきました市長公室資料としまして、辺地総合整備計画の策定についてというのをあわせてごらんをいただきたいと思います。

現行の辺地総合整備計画につきましては、令和元年度をもちまして計画期間が終了いたします。このため、さらに令和2年度から6年度に向けましての5カ年間の計画を新たに策定するものでございます。

御承知のとおり、辺地対策事業債につきましては、充当率100%で交付税措置が80%という非常に有利な起債でございます。また、広く事業に活用できるということで、今般もその辺地の区域につきましてもできるだけ広くとっていけるようにということで、県との協議を進めてまいりました。郡上市には、お手元の議案書のとおり郡上中部辺地、郡上北部辺地、郡上西部辺地、郡上南部辺地、郡上東部辺地、郡上東部田平辺地と、全部で6つの辺地がございますが、それぞれの施設整備の必要性につきましては現行計画の書きぶりを引き継いでおりますので、詳細な説明は省略をさせていただきたいと思います。

なお、整備計画の具体的な事業につきましては、参考資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。

参考資料をおめくりいただきますと、1ページには辺地の区域図がございます。

ここで上段の枠内に記載がございますように、今回郡上南部辺地につきましては、口大間見地区の小字であります大杉地区におきましてその地価が現行の中心地より高くなりましたが、本字を中心地に変更しますと辺地度点数が100を下回って辺地の要件を満たさなくなるということから、中心地は変更しないようにこの大杉を辺地区域から除外をすることといたしました。

また、それに伴いまして小字大杉に隣接する小字の横地というところが飛び地となってしまいますので、あわせて除外をすることといたしました。面積的には約0.02平方キロメートルの減少ということになります。

このほか、郡上東部辺地におきましては、地価の変動によりまして中心地を変更いたしますが、辺地度点数は108点ということで要件を満たしますので、辺地区域の変更をする必要はございませんでした。

参考資料の3ページから12ページにつきましては、それぞれの辺地におきます施設名や事業名、事業の内容、事業費などが記載をされておりますが、これらの事業につきましては、毎年ローリングをしております総合計画の実施計画でありますとか、今般の新年度予算などのできる限りの整合性を図って本計画に盛り込んでいるところでございます。

なお、郡上中部辺地の事業費の計は4ページにございますように、25億9,489万9,000円となっておりますし、また郡上北部辺地の事業費の計については、7ページにございますように22億6,454万1,000円となりました。

また、郡上中部辺地の事業費の計は8ページにございますように4億4,434万4,000円で、郡上南部辺地の事業費の計については、10ページにございますように9億6,089万8,000円、郡上東部辺地の事業費は11ページにありますように9,511万1,000円、郡上東部田平辺地の事業費の計は、12ページにございますように129万2,000円というふうになりました。

これらを全て合計いたしますと、お配りした資料の2ページの下段の表にございますように、63億6,108万5,000円となりまして、今年度が最終年度となります現行計画の事業実績見込み額がその上の上段の表なんですけれども、64億4,100万ということではほぼ同程度の事業費となっております。

なお、資料の13、14ページにつきましては、事業計画位置図を添付しておりますので、事業箇所なども御確認をいただけたらと思います。

いずれにしても、個別の事業の実施に当たりましては、当然のことですけれども予算に計上しまして議会の皆様に御審議をいただくこととなりますので、どうかよろしく願いをいたします。

大変概略な説明で失礼でございますが、以上でございます。本議案につきましては、議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第60号の説明をさせていただきます。

議案第60号 辺地総合計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

現行の辺地総合整備計画の変更につきましては最終年度となりますけれども、各施設ごと、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは新たに施設を加えるような場合に議会の議決を得た上で、総務大臣に提出しなければならないということになっております。

そういった変更でございますので、よろしく願いをいたします。

議案書をおめくりをいただきますと、3ページをごらんいただきたいと思います。最初に郡上中部辺地における第7次変更後の計画書でございます。

このうち主なものといたしまして、2番の(3)ですけれども、農道整備におきまして、県営事業の完了に伴う市分担金の増額などにより、辺地債の予定額を超えることとなったものでございます。

次に、7ページをごらんください。第8次変更後の郡上北部辺地でございます。これの主なものとしましては、2の(3)の農道整備におきまして事業を追加したことにより、辺地債の予定額を超えることになったというものでございます。

最後に11ページをごらんいただきたいと思いますが、第7次変更後の郡上南部辺地でございます。ここでは主なものとしまして、2の(1)の道路整備でございますけれども、橋梁補修事業の完了に伴う事業費の増額により、辺地債の予定額を超えることになったものでございます。

施設ごとの事業費等の増減につきましては、議案書の後に添付しております参考資料のほうで説明をさせていただきますので、参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、郡上中部辺地に係る整備計画の新旧対照表になっております。左側の欄が変更前、右側の欄が変更後でございます。各行には道路等の説明があり、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額、備考欄には辺地債の増減が記載されております。

それでは、施設ごとに変更後の事業費と辺地債の増減について申し上げます。

道路につきましては、変更後の事業費を10億1,260万6,000円とし、辺地債の予定額を4,200万円減額します。

林道につきましては増減ございません。

農道につきましては、事業費を2,870万円とし、辺地債の予定額を640万円増額します。電気通信施設につきましても、事業費を8,983万7,000円とし、辺地債の予定額を50万円増額します。

通学バスについては事業費を2,029万6,000円とし、辺地債の予定額を4,200万円減額します。

飲用水供給施設につきましては、増減ございません。

下水処理施設につきましては、事業費を2,016万2,000円としまして、辺地債の予定額を150万円減額します。

消防施設につきましても、事業費を1,848万7,000円とし、辺地債の予定額を30万円減額します。用水路につきましては事業費を900万円とし、辺地債の予定額を600万円増額します。

よって、合計の事業費は16億3,505万8,000円となり、辺地債の予定額も3,510万円の減額となりました。

次の2ページには、ただいま説明を申し上げました、それぞれの施設ごとの事業明細が記載され

ておりますので、お願いをいたします。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。郡上北部辺地でございます。

道路につきましては、変更後の事業費を6億6,881万円とし、辺地債の予定額を1,060万円増額します。

林道につきましては、増減ございません。

農道につきましては、事業費を5,991万9,000円とし、辺地債の予定額を1,900万円増額します。

次の電気通信施設、自動車、診療施設、飲用水供給施設については増減ございません。

下水処理施設につきましては、事業費を5,680万7,000円とし、辺地債の予定額を30万円減額します。

消防施設につきましては、事業費を5,564万7,000円とし、辺地債の予定額を410万円減額します。

除雪機械については、増減ございません。

用水路につきましては、事業費を3,072万5,000円とし、辺地債の予定額を2,180万円増額します。

よって、合計の事業費は27億2,122万4,000円となり、辺地債の予定額は4,700万円の増額となりました。

次の4ページには、ただいま御説明申し上げました施設ごとの事業明細が記載されておりますので、お願いをいたします。

最後に、5ページをごらんいただきたいと思います。郡上南部辺地でございます。

道路につきましては、変更後の事業費を5億41万5,000円とし、辺地債の予定額を120万円増額します。

林道につきましても、事業費を9,363万5,000円とし、辺地債の予定額を40万円増額します。

電気通信施設につきましても、事業費を9,042万7,000円とし、辺地債の予定額を40万円増額します。

下水処理施設につきましては、事業費を1,352万9,000円とし、辺地債の予定額を100万円減額します。

消防施設につきましても、事業費を756万3,000円とし、辺地債の予定額を60万円減額します。

一段飛びまして、最後にため池でございますが、ため池につきましても事業費を75万円とし、辺地債の予定額を10万円減額いたします。

よって、合計の事業費は7億631万9,000円となり、辺地債の予定額は30万円の増額となりました。

次の6ページには、御説明を申し上げましたそれぞれの施設ごとの事業明細が記載されておりますので、よろしく申し上げます。

なお、7ページ、8ページには、辺地対策事業箇所の位置図を添付しておりますので、参考にいただければと存じます。

以上でございますが、本議案について議決を賜りますよう、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わりましたので、議案第59号及び議案第60号の2議案を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号及び議案第60号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号及び議案第60号については議案付託を省略することに決定いたしました。

議案第59号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第59号については、原案を可とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案を可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第60号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第60号について、原案を可とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第61号及び議案第62号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程64、議案第61号 財産の無償譲渡について（大和町万場地内）及び日程65、議案第62号 財産の無償譲渡について（那留地区コミュニティ消防センター）の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第61号をお願いいたします。財産の無償譲渡について（大和町万場地内）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、種別、所在地、面積、地目の順で読み上げさせていただきます。

土地、大和町万場字熊通421番1、899平方メートル、原野、土地、大和町万場字池田1917番3、99.17平方メートル、宅地、土地、大和町万場柿ヶ洞3189番地1、5,139平方メートル、雑種地、合計6,137.17平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市大和町万場1734番地、万場自治会。

3、譲渡の理由、万場自治会が実質上所有する市名義の土地を当該自治会に譲渡するためのもの  
でございます。

1枚おめくりいただきますと、位置図がつけてございます。万場地区を大体網羅する図面でございますけれども大和第一北小学校の裏側にあります池田1917番3というのが99.17平方メートルの宅地でございますし、それからあと西側県道から大和斎場のほうへ入っていただく道がございますが、その道を上がっていただいて高速道路を超えたあたりの左側になります熊通421番1というのが899平方メートルの原野でございます。

それから、大和斎場の少し上になりますけれども、柿ヶ洞3189番1というのが雑種地でございますので、よろしくをお願いいたします。

もう1枚おめくりいただきますと、少し拡大した航空写真を載せてございます。

それから、一番最後のページになりますけれども、現況の写真を載せさせていただいております。一番上が熊通421番地1ですので、西側県道から大和の斎場のほうへ上がっていただいたところでございますし、真ん中についておるのが第一北小学校の裏にあります宅地でございます。

こちらのほう建物はございますが、これは現在万場の自治会の所有の倉庫でございます。

それから、一番下になりますが、これが万場火葬場のちょっと北側になりますけれども、昔の万場火葬場の跡地ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

それから、続きまして議案第62号をお願いいたします。財産の無償譲渡について（那留地区コミュニティ消防センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、所在、郡上市白鳥町那留534番地、構造、鉄骨造平屋建、床面積、141.61平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市白鳥町那留294番地3、那留自治会。

3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織活性化を図るためでございます。

1枚おめくりいただきますと、集会所等の管理台帳を載せてございます。資料といたしまして。

7行目ぐらいにあると思いますが、建設年度でございますけれども、こちら平成11年に建てられたものでございます。その下に、その建てるときに活用いたしました地方債がございます。地域総合整備事業債の防災まちづくり事業を活用して建築してございます。

償還年数といたしましては15年ということで、平成26年に経過をしておるわけでございますけれども、今那留自治会のほうがは払い下げを受ける状態ができたということで、今回譲渡させていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第63号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程66、議案第63号 権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 議案第63号 権利の放棄について。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1、放棄する権利、水道料金の債権。

2、債権の件数及び額、339件、200万5,144円。

3、債務者、個人44人及び13法人。

4、放棄する理由、債務者の死亡、所在不明及び破産により回収が不可能となった債権を放棄するものでございます。

本日お配りしましたA4の水道料金の権利の放棄という資料で御説明しますので、よろしく願いします。

権利放棄の内容についてでございますが、債務者は44名の個人、13の法人であり、債権放棄額は200万5,144円です。

平成16年から25年度の調定分について、時効満了により不納欠損した債権が対象でございます。

放棄の理由については、本人死亡が39万7,805円、件数にして70件でございます。所在不明が66万5,892円、件数が193件でございます。破産が94万1,447円、件数にしまして76件でございます。合計で200万5,144円、合計件数が339件となっております。

水道料金の債権の取り扱いについては記載のとおりでございますが、郡上市の水道料金の収納率は毎年99%を超える高い水準となっておりますが、一方で本人死亡、所在不明、破産等により回収が著しく困難な簿外資産がふえていくため、今回議会の議決による債権の放棄をお願いするものです。

今後の方針についてでございますが、今後も滞納者には納付を呼びかけ、支払能力のある未納者には給水停止を実行し、また生活困窮者に対しては支払い方法をともに考えるなど、寄り添った対応をしながら未納金額をふやすことがないようにし、料金負担の公平化に努めます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第64号及び議案第65号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程67、議案第64号 市道路線の廃止について及び日程68、議案第65号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 議案第64号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号3-0246、路線名、北大藪線、区間につきましては、起点が郡上市白鳥町為真字大藪、終点が郡上市白鳥町為真字大藪でございます。

おめくりいただきまして、こちらにつきましては市道路線の廃止について、この議案第64号につきましては、道路改良によりましてこの北大藪線の改良を令和2年度から着手するという計画の中で、道路改良によりまして終点に変更となるために、この路線を一旦廃止しまして、また再度議案第65号のほうで再度認定をさせていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

おめくりいただいて、市道廃止・認定というところで地図がございます。それでこちらの3ページのほうをごらんいただきますと、この3ページの上段の地図のほうですが、こちらのほうが今回廃止をするものでございますが、この地図の中でこの赤いラインが、赤の丸のところ起点で矢印の行った先が終点ということで、この赤いラインが現在の北大藪線でございます。

これで、位置としましては、この地図の真ん中の上のほうにあるちょっと大きな建物が書いてございますが、これが白鳥病院でございます。左のほうにある紫色の道路のようになっておりますが、これが国道の156号で、その右側のところにちょうど白鳥病院のほうへ入っていく道がございまして、この分かれ道のところに白鳥交番がでございます。

こっからずっと、この黄色い道路が県道の剣～大間見～白鳥線でございます。この剣～大間見～白鳥線のところから左のほうへ向かって走っておるルートが、今回廃止をする路線がこの議案第64号でございます。

続きまして、議案第65号の御説明をさせていただきます。議案第65号 市道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号は3-0246、路線名は北大藪線でございます。区間につきましては、起点が郡上市白鳥町為真字大藪、終点が郡上市白鳥町為真字欠田でございます。

先ほどの図面の資料戻っていただきまして、この資料の3ページ目のところですが、今度下段のほうの資料がこの議案第65号の説明になります。

それで、先ほど廃止しました路線に加えまして、この県道の剣～大間見～白鳥線から国道156号のほうへ向かって、ずっと新たな北大藪線を今度改良して整備するものでございまして、このルートを整備することによりまして国道156号からこの北大藪線を通りまして、合併記念公園でありますとか白鳥中学校、そうしたほうへのアクセスが格段に向上するということと、当然この為真の地域にお住いの方々の利便性の向上も図られるということで、この路線を整備するに当たりまして今回この2議案によりまして廃止と認定を行うものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第66号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程70、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

（発言する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 済いません。日程69、議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてを議題といたします。

報告を求めます。総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第66号をお願いいたします。郡上市の特定の事務を取り

扱わせる郵便局の指定の取り消しについて。

郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消したいため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5号において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1、指定を取り消す郵便局の名称、石徹白郵便局。

2、指定取消年月日、令和2年3月31日。

3、指定取消理由、事務の取り扱い実績等を考慮し、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものでございます。

1枚おめくりいただきますと、資料をつけてございます。

現在でございますけれども、西和良郵便局、牛道郵便局、北濃郵便局、石徹白郵便局、この4つの郵便局と協定を結んでおるわけでございますが、今回取り扱い件数が減ってきておるといふこと、それから約250メートルぐらい離れたところに石徹白出張所がございまして、そちらのほうでも同様の取り扱いをしておるといふことで、今回取り消すということになります。

令和2年4月1日以降でございますけれども、そちら右側にあります西和良郵便局、牛道郵便局、北濃郵便局との3つの郵便局と協定を結んでいくということになります。

これまでの履歴でございますけれども、これ合併前からでございますが、白鳥、牛道、北濃、石徹白郵便局が平成14年の4月1日から、それから西和良郵便局が平成15年の4月1日からそれぞれ結んでおりました。平成19年の見直しの時期において、白鳥郵便局、こちらのほうも白鳥の振興事務所と非常に近いということで、協定を廃止したということでございます。

3番目に、取り扱い証明書等の種類を示してございますけれども、戸籍の全部事項証明書もしくは個人の事項証明書の交付でありますとか、納税証明書、所得証明書、また印鑑登録証明書の交付、それから住民票、戸籍の附票の写しの交付、こういったものの請求を受け付け、それぞれ証明書等の引き渡しを行っていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎報告第1号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程70、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、専決第5号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日でございますが、令和2年1月31日でございます。

損害賠償による和解の内容でございます。令和元年12月17日午前10時5分ごろ、大和振興事務所職員が、郡上総合庁舎駐車場内において駐車場から出るため公用車を後退させたところ、駐車中の相手方車両と接触した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合100%でございます。

損害賠償の相手方でございますが、ごらんのとおりでございます。

損害賠償の額、15万3,604円でございます。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 以上、報告が終わりました。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

---

#### ◎議報告第1号から議報告第3号までについて（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程71、議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）についてから、日程73、議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）までの3件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果、定期監査の結果が議員及び監査委員さんから別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告にかえます。

2月17日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおりでございます。所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 2時34分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三